

平成 28 年第 3 回
河内町議会定例会会議録 第 2 号

平成 28 年 9 月 15 日 午前 10 時 05 分開議

1. 出席議員 12 名

1 番	篠原佳治君	2 番	高橋利彰君
3 番	高橋稔君	4 番	野澤良治君
5 番	小更雅之君	6 番	諸岡周示君
7 番	雑賀茂君	8 番	服部隆君
9 番	星野初英君	10 番	福智正之君
11 番	大野佳美君	12 番	宮本秀樹君

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町長	雑賀正光君
総務課長	岩橋弘君
企画財務課長	北澤雅志君
都市整備課長	吉田茂久君
秘書広聴課長	石山正光君
水道課長	長峰博美君
経済課長	諏訪洋一君
教育長	大野繁君
教育委員会事務局長	萩原治夫君
町民課長	林博行君
福祉課長	大槻正己君
出納室長	石山和雄君
子育て支援課長	秋山豊君

1. 出席事務局職員

議会事務局長	小島孝裕
--------	------

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成28年9月15日（木曜日）

午前10時05分開議

議事日程

日程1. 議員派遣の件

日程2. 議案訂正について（認定第2号 平成27年度河内町水道事業会計決算の認定の件）

日程3. 一般質問

日程4. 議案第1号 河内町選挙公報の発行に関する条例の制定について

日程5. 議案第2号 河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程6. 議案第3号 河内町共同利用施設設置条例の一部を改正する条例

日程7. 議案第4号 河内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程8. 議案第5号 河内町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例

日程9. 議案第6号 平成28年度河内町一般会計補正予算（第3号）

日程10. 議案第7号 平成28年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程11. 議案第8号 平成28年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程12. 議案第9号 河内町教育委員会委員の任命について

日程13. 議案第10号 河内町教育委員会委員の任命について

日程14. 認定第1号

（1）平成27年度河内町一般会計歳入歳出決算の認定

（2）平成27年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

（3）平成27年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

（4）平成27年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

（5）平成27年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定

（6）平成27年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

認定第2号

平成27年度河内町水道事業会計決算の認定

日程15. 請願第1号 教育予算の拡充を求める請願について

日程16. 委員会提出議案第1号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について

日程17. 請願第2号 かわち直販センターに関する請願について

日程18. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

日程19. 常任委員会の閉会中の事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

日程 1. 議員派遣の件

日程 2. 議案訂正について（認定第 2 号 平成27年度河内町水道事業会計決算の認定の件）

日程 3. 一般質問

日程 4. 議案第 1 号

日程 5. 議案第 2 号

日程 6. 議案第 3 号

日程 7. 議案第 4 号

日程 8. 議案第 5 号

日程 9. 議案第 6 号

日程10. 議案第 7 号

日程11. 議案第 8 号

日程12. 議案第 9 号

日程13. 議案第10号

日程14. 認定第 1 号

（1）平成27年度河内町一般会計歳入歳出決算の認定

（2）平成27年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

（3）平成27年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

（4）平成27年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

（5）平成27年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定

（6）平成27年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

認定第 2 号

平成27年度河内町水道事業会計決算の認定

日程15. 請願第 1 号

日程16. 委員会提出議案第 1 号

日程17. 請願第 2 号

日程18. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

日程19. 常任委員会の閉会中の事務調査の件

午前 10 時 05 分開議

○議長（野澤良治君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、定足数に達しておりますので、本日の

会議を開きます。

ここで野口加代子氏外 3 名の傍聴を許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます議事日程のとおりでありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 日程 1、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第129条第 1 項により、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、そのように決定いたしました。

○議長（野澤良治君） 日程 2、議案訂正についてを議題といたします。

本件につきましては、認定第 2 号 平成27年度河内町水道事業会計決算の認定について、訂正の申し出がありましたので、その写しをお手元に配付してあります。

お諮りいたします。

この案件の説明については、会議規則第39条第 2 項の規定により省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、この案件の説明につきましては省略することとし、直ちに採決いたします。

本件は、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案訂正の件は、許可されました。

なお、認定第 2 号については、既に決算審査特別委員会に付託してありますので、この件についても協議願います。

○議長（野澤良治君） 日程 3、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表により、質問を許します。

1、子育て支援について、公共施設の施設整備については、星野初英君からの質問です。

2、コミュニティバスの路線の見直しについては、高橋利彰君からの質問です。

3、成田国際空港株式会社の庁舎内入居については、福智正之君からの質問です。

4、かわち直販センターについて、小中一貫校関連については、諸岡周示君からの質問です。

5、かわち直販センターについては、篠原佳治君からの質問です。

6、かわち直販センターに係る指定管理者の選定問題について、小中一貫校に伴う通学路等の安全確保については、小更雅之君からの質問です。

7、町政については、大野佳美君からの質問です。

初めに、9番星野初英君、登壇願います。

〔9番星野初英君登壇〕

○9番（星野初英君） 皆様、おはようございます。9番星野初英です。お忙しい中、傍聴にお越しいただき、ありがとうございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

皆様が楽しみにしている一貫校が、いよいよ来年から開校いたします。町長を初め、職員の方々も日々、安全で安心な住みやすい河内町にするための努力をしてくださっていることに感謝いたします。

すばらしい一貫校ができて、子供たちがいなくなってしまうたら大変ですし、子供を生み育てできる年代の方々に河内町に住み続けていただくためにも、子育てしやすい環境づくりが大切と考えます。

初めに前回に引き続き、子育て支援についてお伺いします。今回は、B型ワクチン接種についてと、医療費無料化についてです。

次に、近年は、町の高齢化が進んでおり、公民館等で開催されるイベントやサークル等に参加される方たちの年齢層も年々高くなってきています。そんな中、トイレのリフォームを望む声が大きくなってきているのは、ごく自然な流れだと思います。

そこで、公共施設の施設整備について、お考えをお尋ねいたします。詳細は自席にてお伺いいたします。担当課長さん、よろしくお願いいたします。

また、質問の最後に町長のご所見をお聞きいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 平成28年2月5日、厚生労働省の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会、予防接種基本方針部会にて、平成29年10月からB型ワクチンの定期接種が了承され、ことしの4月1日以降に生まれたお子さまが対象となるそうです。

なぜ、定期接種になるかということで簡単に言いますと、今現在、大人になってB型肝炎ウイルスによって、肝硬変や肝がんで苦しんでいる方々がたくさんいらっしゃるかと思いますが、決してお酒の飲み過ぎというわけではなさそうです。その苦しんでいる方々の中には、子供のとき、それも3歳までに感染したことによる場合が多いという結果が出たそうです。

そのような理由から、近年、問題視されているのが、こども園等での子供同士の水平感染です。特に、乳幼児期は唾液や汗、また涙などの体液を介して感染する機会も少なくありません。

このような結果を受けて、世界保健機関のWHOは、平成4年に、全ての赤ちゃんにB型肝炎ワクチンを接種するよう勧告いたしました。そして既に、2008年時点でWHO加盟国193カ国のうち177カ国でB型肝炎ワクチンが定期接種となっております。日本ではやっと、ことしの10月から定期接種となります。

そこでお伺いいたします。河内町で、今年度B型肝炎ワクチンの定期接種対象人数は、何人ぐらいになりますか、担当課長さん、お尋ねいたします。

○議長（野澤良治君） 大槻福祉課長。

○福祉課長（大槻正己君） 星野議員のご質問にお答えいたします。

ことし4月1日以降に生まれたお子さんは、8月末現在18人です。また、母子手帳交付者で来年3月までに生まれる予定のお子さんは32人です。現在のところ、合計で50人が見込まれております。

以上です。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 大槻課長、ありがとうございます。4月以降に生まれたお子さん、またこれから生まれるお子さん、確定ではないと思いますが、大体50人ぐらいが接種対象になると、今、お聞きしました。

そこで3月31日に生まれた、また3月生まれとか、そういったお子さんは対象にならないということになります。1日違っただけでも、肝炎になる可能性が高いのは3歳未満のお子さんという、先ほどお話ししましたが、今現在、肝硬変や肝がんで苦しんでいる方々の中には、3歳までに感染したとの結果が出ております。

そこで、河内町の3歳未満のお子さんでB型肝炎ワクチンの予防接種を受けられた人数がわかりましたら、大体で結構ですので教えてください。お願いいたします。

○議長（野澤良治君） 大槻福祉課長。

○福祉課長（大槻正己君） お答えいたします。

B型肝炎ワクチンの接種は、今まで任意の接種だったため、町への報告の義務がありませんでした。そのため、把握してない現状でございます。把握するには、検診時に母子手帳で確認するようになると思います。

以上です。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 把握が難しいということで、でも予防接種を受けられる意識のあるご家庭、皆さん、お子さんのことなので、多分、意識はあると思います。ですけれども、値段がとても高いんです。任意となると、なかなかほかにも予防接種はいっぱいありますし、この予防接種はいいかな、なんて思っている家庭の方もあるのではないかと思います。このワクチンは生後2カ月に1回、3カ月に1回、そして7カ月から8カ月に1回の合計3回の接種が必要で、費用も3回で2万円程度かかります。

今までは任意だったこともあり、未接種だったお子さんも現実いらっしゃいます。私の知り合いのお母さんにも聞いてみましたが、その方は3月生まれのお子さんをお持ちですが、やはりいいかなと思い、まだ接種していないと言っておりました。来年4月から、こども園に預けて働くことになっているそうです。

このように、こども園等で元気に遊びながら、笑ったり泣いたり、いろいろなことをしている間に感染していく可能性が、ただ感染するだけであれば大丈夫の方もいますけれども、これがキャリアになって、本来元気でなければいけないお子さんたちが、今後、肝臓がんとかになる可能性はあると思います。少子化のこの時代、将来の日本を支える子供たち全員が宝です。一人でも二人でも、このワクチンをすることで防げるのであれば必要と考えます。

既に、守谷市や潮来市、下妻市では、以前からこのB型ワクチンに対する助成制度を実施しておるそうです。

河内町の未接種の3歳未満の子供たちに、できれば無料で、それが無理であれば助成制度を設ける等、工夫をしていただきたいと思います。町のお考えをお聞かせください。

○議長（野澤良治君） 大槻福祉課長。

○福祉課長（大槻正己君） お答えいたします。

3歳未満のお子さんは、ことし4月1日現在でゼロ歳児を除いて57名おります。10月から一斉にワクチンの接種が始まるために、全国的にワクチンの不足が危惧されております。

しかし、町といたしましては、ワクチンの供給状況を確認しながら、助成について、できるだけ前向きに検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 大槻課長、ありがとうございました。

やはり、近隣ではさかのぼってというか、そういった状況はないと思っておりますけれども、我が町としましては、やはり子育てしやすい環境にするためにも、近隣で実施していなくてもぜひとも前向きによりしくお願いいたします。

続きまして、医療費無料化について、お伺いいたします。

河内町は、皆様もわかっているように1年に生まれるお子さんの人数は年々少なくなってきました。今現在、河内町のお子さんたちが病院にかかるときに、月に2回までは600円診察料がかかっており3回目からは無料ですが、それは1カ月の場合で違う別の病院に通うときには同じように支払うようになります。

また、入院の場合は3,000円までは実費で、それ以上になると無料とお聞きしておりますが、そのほかにも河内町独自の子育て支援についてのご説明を林課長、よろしく願いいたします。

○議長（野澤良治君） 林町民課長。

○町民課長（林 博行君） 星野議員の質問にお答えいたします。

まず、河内町の医療福祉費支給制度、俗に言うマル福についての概要を説明させていただきます。

妊産婦、小児、ひとり親、重度身障者に対しまして、県補助と町単独事業で医療費の一部を助成するものです。

妊産婦の助成内容は、母子手帳の交付を受けた月の初日から、出産の翌月の末までの期間です。県補助は所得制限を設けてあり、受診につきましては、妊娠出産に必要な治療に限られております。町単独では、県の所得制限を超える方と、受診範囲を拡大して助成しています。平成27年対象者36名のうち、町単独は3名です。

次に、小児の助成内容は、県補助で外来をゼロ歳から小学6年生まで、入院はゼロ歳から中学3年生までです。これについても、県では所得制限を設けてございます。町単独では、県の所得制限を超える方と、外来をゼロ歳から中学3年生に拡大して助成しています。平成27年度対象者890名のうち、町単独は267名です。

次に、ひとり親の助成内容は、県補助で18歳未満の児童と養育している父、または母が対象となります。町単独では、子が20歳到達の年度まで拡大して助成しております。27年度対象者207名のうち、町単独は48名です。

次に、重度身障者の助成内容は、県補助で身体障害者手帳1級、2級の交付を受けた方、身体障害者手帳3級の内部障害の交付を受けた方々が対象になります。外来入院の自己負担はありません。平成27年対象者は205名です。

重度身障者以外では、外来について医療機関ごとに一月2回1,200円を限度に、1回600円の自己負担が必要になります。また、入院については一月3,000円を限度に、1日300円の自己負担が必要になります。

以上です。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 林課長、ありがとうございました。

龍ヶ崎市は、子育て日本一を目指しているそうですが、河内町も子供を生み育てる世代の方々が安心して子育てができるように、そして子育てをするなら河内町がいいと言ってもらえるように願っております。

そこで、伺いたします。まだ、龍ヶ崎市では実施しておりませんが、お子さんが病院にかかる費用、マル福ですね。無料にすることに対して、どのようなお考えかお聞かせください。

○議長（野澤良治君） 林町民課長。

○町民課長（林 博行君） 近隣の町村では、美浦村、阿見町、利根町が自己負担の全額、または一部を助成しております。

河内町はひとり親の対象拡大は県内で本町だけなど、町単独でマル福の対象を拡大して

手厚くしている状況です。

今回、星野議員の質問事項にあります子育ての支援する観点からは、妊産婦及び小児の自己負担金を軽くすることが、住みやすい町の環境づくりになると思います。

ただ、毎年多額な約700万程度の経費が必要と、それが経常的になることや医療費の拡大にならないよう、細心な計画を立てながら前向きに検討していきたいと思います。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） ありがとうございます。

一般的に、お子さんが病気をするのは学校に入る前までが多いと思っております。子供が病気になるほど、つらいことはありません。そんなときに経済的なことも心配なく、河内町に住んでいれば病院に行くことができるようになるということが、どれほどうれしいことかと思います。子供の人数が少ない町だからこそ、考え方によってはできるのではないかと思います。ぜひとも、前向きによりしくご検討お願いいたします。

続きまして、公共施設の施設設備についてお伺いたします。

河内町の公民館、つつみ会館は、長年にわたり多くの町民の皆様になれ親しみながらご利用いただき、地域のコミュニティーの中心的役割を果たしてきている大切な公共施設だと認識しております。町の高齢化も進み、公民館に足を運ぶ方々の年齢も年々高くなってきております。

そんな中、トイレの洋式化を望む声が聞こえてきます。現役世代の方々からも、今は公民館に行く機会は少ないが、将来的には町のサークル活動などを楽しみたいとの理由から洋式化を望む声は少なからず聞かれます。

また、役場の2階のトイレの件ですが、私は今まで一度も利用したことがないのですが、会議に参加する女性の方もおります。現在のままでは、利用する気になれないように思います。階段を上ってきて真正面のこともあり、せめてドアをつけるとかの工夫をしてはと思いますが、ほかの公共施設も含め、トイレのリフォームについて考えを岩橋課長、お願いいたします。

○議長（野澤良治君） 岩橋総務課長。

○総務課長（岩橋 弘君） それでは、ただいまのトイレの整備状況ということで、私のほうからお答えをいたします。

まず、町の主な公共施設のトイレの状況でございますが、役場庁舎につきまして、皆さんもご存じのとおりでございますが、男子小便器は省略いたしますけれども、1階にトイレがございますが、男子用では、大便器ですけれども洋式と和式と一つずつになっております。女子用は洋式一つと和式が二つ、身体障害者用の洋式一つございます。2階が今申し上げましたように、ちょっと古い建物でトイレが狭いんですが、男女兼用の洋式が一つございます。第1分庁舎、今、経済課がある庁舎でございますけれども、男子用として洋式一つ、女子用として洋式二つというふうになってございます。

人が集まる場所ということで、つつみ会館でございますけれども、1階に男子用としまして洋式と和式と一つずつ、女子用としては洋式一つの和式が二つ、2階には男女とも洋式一つ和式二つずつでございます。

かわち認定こども園のほうでは、園児用は全て洋式に整備されております。かなえつ認定こども園のほうは、幼児用のほうでは和式が二つ、そのほかは全て洋式に取りかえたということでございます。ただいま建設中の小中一貫校につきまして、全て洋式で建設されるということでございます。

今回、補正予算の中に、トイレの改修工事があったかと思いますが、改善センターのトイレ改修工事ということで、改善センターの男子用のトイレ、小便器5個のうち1個を子供用に便器を交換する工事、それと公民館、古い建物ですけれども、公民館の男子用、女子用、各1カ所を洋式に交換という工事の予定でございます。

それから、トレーニングセンターのトイレ改修工事ということで、男子用、和式二つありますが、1カ所洋式、女子用も和式の二つのうち1カ所を洋式に交換するということで、順次、洋式化が進められているところでございます。

なお、役場の2階のトイレについてご指摘がございましたけれども、役場庁舎自体が大分古い建物となっておりますので、トイレは洋式に取りかえてはありますが大変狭いトイレとなっております。ただ、トイレの出入り口の扉につきましては取りつけることは可能だと思いますので、今後、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 岩橋課長、ありがとうございます。

町のトイレですけれども、建物が古いということもありますが、先ほどおっしゃっていましたが、今後少しずつでも、つつみ会館とか、また、そういった町民の方々が出入りするところは洋式に直していただきたいと思いますが、町の考えをお聞かせください。

○議長（野澤良治君） 岩橋総務課長。

○総務課長（岩橋 弘君） 先ほど申し上げましたように、徐々に、いわゆる町民の生活が洋式化しておりますので、トイレのほうの洋式化も進んでいかなければならないということでございますが、今後のトイレの洋式化についてでございますけれども、どの公共施設のトイレでも1カ所は今、洋式に改修されているようであります。また、新しい施設については、全て洋式になっているという施設もございます。

ただ、和式から洋式にする場合に、単に便器の交換だけではなくてスペースの問題がありまして、全て洋式に取りかえるのはスペース的に困難な施設もあるということでございます。

いずれにしても、徐々に洋式化の検討をしていかなければならないのかなというふうに思っております。

また、今後は、建設される公共施設のトイレにつきましては全て洋式になっていくものと思われます。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 9 番星野初英君。

○9 番（星野初英君） ありがとうございます。

最後ですけれども、最終的、最後に全般的な町長の考えをお聞かせいただき、私の一般質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） いつも星野議員の本当に町民目線というか、そういう目線に立って、いろいろとご指摘をいただいております。本当にありがとうございます。

先ほどの子育て支援につきましては、担当課長のほうから話がありましたように、河内町が本当に子育てをしやすい環境をとということで、町のほうとしても、なるべく前向きに進めてまいる予定であります。

また、トイレのほうについても、町民の方が利用しやすいように順次かえていくということが担当課長から話がありましたけれども、私もそのように考えておりますので、一気にはいかないかもしれませんが順次改修を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（野澤良治君） 次に、高橋利彰君、登壇願います。

〔2 番高橋利彰君登壇〕

○2 番（高橋利彰君） 改めまして、おはようございます。

本日は天候の悪い中、傍聴に来ていただきまして、本当にご苦労さまでございます。また、町政につきまして日ごろご協力いただきまして厚くお礼申し上げます。

本日は、私がコミュニティバス、これは町の町民の方々、また子供たちのための重要な路線バスでございます。これにつきまして、路線の見直しについてお話していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議長、自席にて質問したいと思いますが、よろしいでございますでしょうか。

○議長（野澤良治君） 2 番高橋利彰君。

○2 番（高橋利彰君） 2 番高橋利彰です。ただいまより質問に移りたいと思います。

コミュニティバス路線の見直しについてでございます。

平成29年4月1日より、河内中学校と金江津中学の統合により、河内町全地区の生徒が千葉県の高校進学も選択することができるようになります。これにつきまして、河内町は、ほかの町にはない4本の橋が千葉県側へとかかっています。それだけに千葉県との交流が多くあると思われます。また、就職についても今より広く選択できるようになり、若い人との交流も多くなると思われ、充実したまちづくりにつながればと期待しております。

また、近年は、高齢者の買い物、また病院の通院、レジャーなどの公共交通機関の不便さ、これにつきましては2016年のまち総合戦略のアンケートに載っています。アンケートの12ページの2番というところに載っていますアンケートの結果を報告いたします。上位4位まで、順にお話したいと思います。まず、働く場所がない47%、病院、医療施設が整っていない51%、通勤、通学などの不便さ、これが62%、日常の買い物が不便72%、このようなアンケートの結果が出ております。

このようなことから、町民の足である公共交通機関であるコミュニティバスを、これからは千葉県側への選択も取り入れ、千葉県下総地区、JR滑河駅への乗り入れについて、またバスの運行時刻についてですが、できれば1日の便を多く運行していただきたいと願いますが、行政の考えはあるかどうか質問いたします。総務課長、よろしくお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 岩橋総務課長。

○総務課長（岩橋 弘君） それでは、高橋利彰議員のご質問にお答えをいたします。

まず、コミュニティバス路線の見直しについてということなのですが、現在のコミュニティバスの運行状況からお答えをいたします。

コミュニティバスの運行につきましては、平成18年1月から試験運転、同年4月から本格運行されまして、十三間戸から竜ヶ崎駅まで片道6便で、運賃は1乗車100円、70歳以上の方、未就学児は無料、障害者手帳を持っている方や第一種知的障害者などの介護者は半額の50円で運行が開始されました。

その後、平成21年6月から増便と一部路線の延長を行いまして、1日3往復から4往復と増便されまして、2便目の終点を竜ヶ崎駅から竜ヶ崎一高下の愛戸停留所まで延長となり、現在に至っております。

直近の利用実績については、27年度の利用者数は、年間で1万3,502人、月平均1,125人、1日平均にしますと46人になります。年間の運行日数は294日、運行収入は118万5,950円でありまして、今年度のコミュニティバスの運行経費は840万でございます。

路線の見直しについてですが、コミュニティバスの年間利用者数は、平成22年度から減少傾向にあります。22年度のピーク時と27年度の利用者を比較すると6,735人の減少、1日平均23人の減少となっております。この状況から、現在のところ便数をふやすことは考えなくてもいいのかなと思っております。

運行ルートは、十三間戸から竜ヶ崎駅まで一直線になっており、町の細長い形状や現在の利用実態を見ると、1便目が遠距離通学や通勤、2便目が大学生や高校生、3便目からは高齢者ほか一般の方の利用者というようなことで、大変効率のよいルートになっていると思われま。

ご質問の千葉県への乗り入れについてですが、金江津地区からは、かなりの生徒が千葉県の高校に通学をしており、千葉県への乗り入れを考えると、現在のルートや運行の時間

の変更では対応は難しいと思われます。

新たなバスの運行の設定並びに県を超えた関係機関との協議が必要となってきますので、運行経費の問題や運行ルート等いろいろ検討すべき課題が多数あります。

ただ、高校生の通学ということで考えますと、常総大橋を渡るとすぐＪＲ滑河駅がありまして、現状では自転車や車での送り迎えで５分、１０分程度のところであります。バスで行くことになると、所要時間に少なくとも３０分程度は見ることになると思いますので、朝の貴重な時間帯を利用者にとってどう判断されるか、分かれるところであると思われます。

現在、龍ヶ崎市へ乗り入れておりますが、このように市町村を越えてコミュニティバスを運行している自体が大変めずらしいことであり、特に県を越えた運行となると非常に高いハードル、いろいろ難しい制約があると思われます。

今後、千葉県への乗り入れにつきましては、財政負担や効率性、千葉県の各関係機関との協議、また高齢者の利便性も含め、広く住民の意見を聞きながら検討を進めていかなければならないと思います。

また、運行時刻につきましては、運行が可能になれば朝夕の電車の時刻との調整を図ることや、便数につきましては、利用頻度により検討していくことになると思われます。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ２番高橋利彰君

○２番（高橋利彰君） ありがとうございます。

それにつきまして、私から一言。十数年前まで、千葉県の千葉交通という交通機関が、田川地区の突合まで来ていただいていたんですが、通勤通学が少ないせいなのか、十数年前に廃止になりました。それからは、千葉県への公共交通がなくなったわけですね。

そこで今度、学校が統合になり、やはり今まで金江津中学校は８割方の生徒たちが千葉県を選んでいて。そういう経緯が、今度、河内町全地区でも起こり得る、希望する子供たちが出てくると考えられますので、そこをやはり将来を重視して考えていただければと思います。これにつきまして、町長から一言、お願いしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 今の高橋議員のお話ですけれども、これは学校が統合して金江津の方も、河内も一緒にやることを考えますと、やはり千葉県へのそういうコミュニティバスの乗り入れが、現実、必要になってくるのかなというふうに考えますけれども、先ほどの総務課長から話がありましたように、千葉県及び成田市も含めて関係機関とも調整をやはり図らなければならないということがございますので、この学校統合を機会に、今の話についても、できるかどうかは別にして検討していく価値はあると思います。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ２番高橋利彰君

○2番（高橋利彰君）　ありがとうございます。

今後、行政のほうで十分に検討していただき、教育長のお話もいろいろ今まで聞いてきまして、やはりそのようなことが教育長も望んでいるように私は思っております。そこで十分な協議をしていただきまして、将来ある町にさせていただくよう、よろしくお願いいたします。

これで、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野澤良治君）　次に、10番福智正之君、登壇願います。

〔10番福智正之君登壇〕

○10番（福智正之君）　おはようございます。10番福智でございます。通告に従って、私は、成田国際空港株式会社の庁舎内入居について質問をさせていただきます。詳細は自席より質問いたしますので、よろしくお願いします。

○議長（野澤良治君）　10番福智正之君。

○10番（福智正之君）　10番福智でございます。

成田国際空港株式会社の庁舎内入居について質問いたします。この質問は、以前、星野議員が質問してありましたので、私が質問する予定になっているところは、みんな話をしておりますので、変わった点が2点ほど質問させていただきます。

1点目は、成田国際空港株式会社の出先機関を庁舎内に置くように要請した目的は何だったかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（野澤良治君）　岩橋総務課長。

○総務課長（岩橋　弘君）　それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

今、福智議員のほうからありましたように、いわゆるN A Aの地域相談センターが役場庁舎に移った経緯でございますが、この件につきましては、平成26年の第1回の定例会の中でも一般質問を受けてございますので、前任の課長さんに話を聞くことができましたのでお答えをいたします。

まず、なぜ役場庁舎に移ったのかということですが、その当時、町とN A Aとの懇談の中で、茨城地域相談センターの、より町民が利用しやすい場所はどこかというお話と、また稲敷地域として考えた場合、わかりにくいのではないかという話が出て、わかりやすく地域住民が利用しやすいのは役場の施設なのかなということで、N A Aさんのほうで検討していただいて、役場の施設のほうになったものであるというふうなことを聞いてございます。前回の一般質問の中でもお答えしているようでございます。

この使用許可についてなんですが、役場の施設の使用につきましては、地方自治法の中で、行政財産はその用途または目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるとされておりまして、行政財産使用許可申請により使用許可をしているものでございます。

ですから、一つの目的と利点ということでございますけれども、地域住民が利用しやす

くわかりやすい場所というふうなことが一つの大きな目的になるのかなというふうに思われます。

また、利点としましては、その場所が、以前、用務員室ということで、現在は用務員さんはおられませんので物置として使っておりましたけれども、少々狭いんですが、その部屋を片づけまして使うことにつきましては業務的に問題ないと判断しまして、施設の有効的な活用が図られたのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 10番福智正之君。

○10番（福智正之君） 課長、ありがとうございました。

2点目の質問でございますが、町は、役場庁舎の一室を貸し出した、約3年になります。町にとってはその利点、今、課長も利点のことはといって話しておりましたが、その利点のほうをどういうふうになったか、ちょっとそれをお話してください。

○議長（野澤良治君） 岩橋総務課長。

○総務課長（岩橋 弘君） 役場としましては施設のあいているところを使っていたかというようなことで、そしてまたNAAさんの相談センターということですから、そういった情報連携といいますか、いろいろな相談がしやすいということで有効活用が図られるという点が利点かなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 10番福智正之君。

○10番（福智正之君） ちょっと町長にお尋ねいたします。

国際空港のほうに要請した目的、それと今、課長が話した利点、その点を町長にお尋ねしたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 福智議員、今、要請した目的とおっしゃいましたか。これ逆に、私、福智議員にお聞きしたいんですけれども、なぜ株式会社ふるさとかわち2階にNAAがいたんですか。

○10番（福智正之君） それは私はわかりません。私は、議員になってからだけれども、入ったのがわからないんですから。

○町長（雑賀正光君） これが実は、一番問題だと私は思っているんです。そもそも本来は、空港の関係する、町に交付金を出している空港の株式会社が、本来は町の中のどこかを使うのが私は公共施設を使うのが当たり前だと思っていましたから。私が要請したというよりも、先ほど課長が答えたように、やはりNAAさんも状況を判断して、そういうふうにこちらに移ったと思います。

あとは何か、もう一つは。

○10番（福智正之君） 利点。

○町長（雑賀正光君） 利点ですか。これは町民にしてみれば、町に来て、その中に相談センターがあるわけですから非常にわかりやすい。これは誰が見てもわかりやすいと思います。前の、26年のたしか3月に答弁したように、ここにあれば何事があっても非常に空港にとっても、年間で今、使用料が、たしか全部で25万8,000円程度です。向こうはたしか、年間1,000万以上かかっちゃうんじゃないですか、警備も含めて家賃も含めて。1,200万ぐらい、たしかかかったのがですね、ここに来ることによって二十何万です、年間。これは民間の株式会社であれば、当然考えるんじゃないですかね。そういうことだと思います。

以上です。

○10番（福智正之君） はい。

○議長（野澤良治君） 10番福智正之君。

○10番（福智正之君） 今、町長、お金のことを言っていましたけれども、成田のほうでは役場のほうへ来れば、金を幾らも払わないで済むからということですよ。それが、成田のほうの利点だよ。金、払わないからね。違う。。

町のほうの利点としては、今ここへ相談に来ている人は3年間のうちに何人ぐらい来ているんですか。ちょっと、わからないかな。後でいいですけども。

〔発言する者あり〕

○10番（福智正之君） わかりました。じゃあ、私の質問はこれで終わりますけれども、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（野澤良治君） よろしいですか。

それでは、ここで暫時休憩をします。再開時間は、11時といたします。退出を許可します。

午前10時53分休憩

午前11時00分開議

○議長（野澤良治君） 再開いたします。

次に、諸岡周示君、登壇願います。

〔6番諸岡周示君登壇〕

○6番（諸岡周示君） 皆さん、おはようございます。6番諸岡周示です。朝から傍聴にお越しくださしまして、まことにありがとうございます。

7月ごろは台風が少ないと言われましたけれども、8月に入りまして頻繁に台風が来ました。東北、北海道に甚大な被害を及ぼし、また先日、激甚災害が指定されたということで、幸いにして河内町は被害がなく、ほっとしています。一日も早い復旧復興がなされますよう、お祈りしたいと思います。

さて、本日の質問ですけども、かわち直販センターにおける、株式会社ふるさとかわちについてと、小中一貫校関連について質問をいたします。詳しいことは自席にていたし

ますので、担当課長、そして教育長、町長には答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） まず初めに、かわち直販センターの中に、今まで指定管理者だった、ふるさとかわちについて質問をいたします。

1回目の質問です。8月31日までで、株式会社ふるさとかわちが指定管理者を外れました。しかしながらいまだに営業をしています。6月の定例議会と8月の臨時議会において発言をさせてもらいましたけれども、指定をしなかったことに町長から説明を受けました。そして、条例改正案も賛成多数で可決されました。

そこで、私は又貸しをしているような、そして町の指導にも耳を傾けない会社に対して指定をしなかったと、当然だと思います。しかしながら新聞等によれば、8月15日付で株式会社ふるさとかわちは、龍ヶ崎簡易裁判所に運営継続を調停に申し立てたとありました。その内容ですけれども、どのようなことなのか、そしてそれに対して町はどう対応するのか。

また8月22日に申請した、これは町のほうで申請した、かわち直販センター施設内に、株式会社ふるさとかわちの関係者が立ち入ることを禁じる仮処分を申請したと。なぜ、申請したのか。仮申請は9月1日付で仮処分を決定されたとありますけれども、その理由を詳細について、担当課長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） それでは、ご質問にお答えいたします。

初めに、株式会社ふるさとかわちから、町に対しての調停の申し立てへの対応について、ご説明いたします。

本調停は、平成28年8月15日付で、株式会社ふるさとかわちが龍ヶ崎簡易裁判所へ申し立てを行ったもので、主な内容としましては、株式会社ふるさとかわちは、かわち直販センターの明け渡し義務がないことの確認を求めるとの内容となっております。

本調停につきましては、龍ヶ崎簡易裁判所から町に対して、平成28年10月の予定で調停に係る裁判所への出頭を求められておりますので、調停の場において町の主張を述べていくこととなります。

次に、かわち直販センターに係る水戸地方裁判所龍ヶ崎支部への立入禁止仮処分命令申し立てについて、ご説明いたします。

町は、かわち直販センターの管理に対して指定管理者制度を採用して、株式会社ふるさとかわちを指定管理者に指定し運営してきましたが、その指定期間は、平成28年8月31日で満了いたしました。そして、かわち直販センターは、9月1日から町が管理運営を行うため、本年8月の町議会臨時会において、かわち直販センターの設置及び管理等に関する条例の制定について議決をいただき、同条例は、平成28年9月1日から施行されております。

このように、かわち直販センターに関して、株式会社ふるさとかわちの指定管理者としての指定期間は、平成28年8月31日に満了したため、9月1日以降、株式会社ふるさとかわちは、かわち直販センターの業務に一切携わることができません。また、株式会社ふるさとかわちの役員及び職員が、かわち直販センターへ立ち入る権限もございません。

しかしながら、株式会社ふるさとかわちは、これまで株主等への説明会や会社のホームページ上などで、9月1日以降もかわち直販センターに関する業務を続けるなどの意思を表明しておりました。

このように9月1日以降も、株式会社ふるさとかわちの関係者が、かわち直販センターの敷地及び建物へと立ち入っている場合、町は、かわち直販センターの管理運営ができず、行政の円滑な遂行に支障を来すことになります。このため町は、株式会社ふるさとかわちの関係者が、9月1日以降にかわち直販センターの敷地及び建物へと立ち入ることを禁じる内容の仮処分命令を水戸地方裁判所龍ヶ崎支部へ申し立てておりました。

そして平成28年9月1日付で、水戸地方裁判所龍ヶ崎支部から、株式会社ふるさとかわちが、かわち直販センターの管理運営を行うことを目的として、同社の役員及び職員をしてかわち直販センターに立ち入ることを禁止する内容の仮処分決定をしていただきました。

なお、本仮処分命令の決定につきましては、役場の本庁舎またかわち直販センターの建物等において、その内容を掲示しております。また、町のホームページにその概要について掲載しております。

以上が、調停申し立て及び仮処分命令申し立てについてのご説明となります。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） ありがとうございます。

それでは2回目の質問です。ここに町長の思いつきの行政のチラシ、これ株式会社ふるさとかわちがやったものですが、それと社長名で、廃止なされるから協力してほしいと私宛てに来たのですけれども、とんでもないことですよね、これ。

そしてきょう、今から議題にもありますけれども、請願書の内容も同様に廃止されちゃうからといって趣意書も渡さずに、廃止されたと署名運動をしました。

私は、生産者にはどのようにすれば効率よく出荷できるのか、そして収入をふやせるのか、また消費者には喜んで買ってもらえるように、どのようにしたらよいのかと、ひいては、かわち直販センターに大勢のお客さんに来てもらうにはどのようにしたらよいのかと、まずは考えてほしいと思います。

余りにも歪曲している行動に本当に憤りを私は感じています。私は、そして町民に対して今までも行政はやったんでしょけれども、正確な情報が伝わってないと思うので、広報紙などで説明してほしいと思うんですけれども。

また今後、会社の施設を明け渡ししない場合、町が進めようとしている直販センターの

運営が滞るわけです。仮処分も決定していると思いますけれども、法的手段をとってもいいんじゃないかと私は考えます。町を混乱させているとしか思えないんです。そこで担当課長並びに、できれば町長にも答弁をお願いしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、平成28年9月以降のかわち直販センターの管理運営について改めてご説明いたします。

かわち直販センターにつきましては、指定管理者の指定期間が、平成28年8月31日で満了となるため、9月以降の指定管理者の募集を行いました。指定管理候補者として選定された団体はございませんでした。

この結果を受けて、平成28年9月以降町がかわち直販センターの管理運営を行うこととなり、本年8月の町議会臨時会において、かわち直販センターの設置及び管理等に関する条例の制定について議決をいただき、同条例は、平成28年9月1日から施行されております。

9月以降のかわち直販センターの管理運営に係る町民へのお知らせにつきましては、広報かわち8月号及び9月号におきまして、利用出荷希望者の募集を行っております。また、その他の情報につきましても適時広報等を活用して、今後適切にお知らせすることに努めてまいります。

次に、仮処分命令に関しましては、先ほどご説明したとおりとなりますが、株式会社ふるさとかわちは、水戸地方裁判所龍ヶ崎支部の仮処分命令の決定がなされた平成28年9月1日以降も、権限なくかわち直販センターを占有し事業を継続しております。

町は、水戸地方裁判所龍ヶ崎支部の仮処分命令の決定の内容等について、かわち直販センター建物及び役場庁舎等への掲示を行っております。また、町のホームページにも概要を掲載しております。

今後も、株式会社ふるさとかわちに対しては、裁判所による仮処分命令の決定に従い、町の許可なくかわち直販センターの管理運営を行うことを目的として、同社の役員及び職員をしてかわち直販センターの敷地及び建物に立ち入らせないこと及び町への施設の引き渡しと業務の引き継ぎについて速やかに行うことを引き続き強く求めてまいります。

以上です。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） まず、思いつき行政と言われるよりも、アイデアと言ってもらいたいなという感じがしました。アイデアもなかなか出てこないわけですから、そういう意味では、いろいろなアイデアが出てくるということはいいいことだと思っております。

今の担当課長のほうから、詳細については説明があったと思います。非常にわかりやすかったと思います。これ本当に現実的に、非常に私も危惧をしております。

実は、町が立入禁止の仮処分を龍ヶ崎の裁判所に出した後に、向こうから反論がきたのですけれども、その内容を見ますと、やはり非常に中身が、どうしても細かいこと、ここで申し上げることできないのですけれども、非常にそれに対しては先ほど課長が言ったような形で町の言い分というか、を行った結果、8月31日の日に、たしか双方の弁護士と関係者が集まって龍ヶ崎の裁判所で聞き取りを行って、それで次の9月1日に決定がなされたということなんですけれども、その決定が立入禁止の仮処分が出たということ。ということは基本的に町がお話していることが全面的に認められたということなんです。

ですから、これは弁護士同士の話し合いじゃなくて、双方の話を聞いて裁判所が実は判断を下したということなんです。これは非常に私は重要なことであるし、その内容についてオープンになっていますから、もし議員さん、皆さん方含めて要請があればお出しできますから、どうぞ見ていただきたいと思います。そうすれば本当に一目瞭然です。やはり当たり前のことを裁判所が判断したということでございますから、そのあたりを十分にご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） 3点目の質問です。閲覧を後ほどさせていただきます。

それで、町で管理運営する場合に、現在の従業員がいると思うんですけれども、私は募集要項によって応募があったら採用も含めて対応してほしいと思いますが、その辺は担当課長、どのように考えていますか。

○議長（野澤良治君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） お答えいたします。

町は今後、かわち直販センターの管理を行うため、施設の管理等にかかわる臨時職員の募集を予定しております。この募集には募集の条件に合う方であればどなたでも応募することができますので、町が求める新かわち直販センターづくりに必要な能力を有した方であると認められる場合は、公正な選考を行い採用を検討させていただくこととなります。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） ありがとうございます。

次に、小中一貫校関連について質問をいたします。1回目の質問です。

来年4月に、小中一貫校が開校されますけれども、そのあとの空き学校の質問です。幸いにして、長竿小学校は公募によって無償貸し付けでチョウザメをやる会社に貸し付けを決めました。そして1年間に年間かかる維持管理費等が60万円ほど浮くようになったと聞きました。

私は、統合によってたくさんの書籍の場所そして確保、それから歴史を保存する場所などもやっぱり各学校の耐震化が終わっていると聞いておりますので、提供もその空き教室

にしたかどうかという考えもあります。

また、先ほど星野議員が、施設のお話でちょっとしましたけれども、総務課長が大分老朽化がこの庁舎はしているというふうなこともありまして、私はそのうちの1校に役場庁舎の移転も含めて研究して考えるべきではないかと思っておりますけれども、いずれにしても今後どのようにして進めていくのか、教育長の答弁をお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） 諸岡周示議員の質問にお答えいたしたいと思っております。

まず、現存する各学校の文化遺産的なものです。具体的に法的に定められた永久保存の資料、さらには各学校の歴史を物語る写真等々膨大なものがございます。そのほかに校庭が中心になりますけれども記念碑等も、これもかなりの数で存在しています。

これら、特に、さきに申しました書類または絵画、書に関しては、どこかということは決めてございませんけれども特定の施設の中にきちんと保存して、可能であれば町民どなたでも、いつでも閲覧できるような状況をつくるのが我々の使命であると思っています。

後で申しました貴重な石碑等なんですが、こういうものに関しても今考えておくことで、今新設校を建築中ですが、あそこの水と緑のふれあい公園の駐車場側に遊歩道があります。あの辺のところに、長竿小学校さんも含めて6校分ですが、それらのものを全て集めて保存するというようなこと、今考えております。

以上です。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） ありがとうございます。

それでは、2回目の質問です。小中一貫校の教育の目標に、9年間を見通した切れ目のない連続性のある学習と、それと地域住民型の学習支援はどういうものなのか。3番目に、河内科の創設による郷土学習の充実とありますけれども、この三つの基本的なことは詳しくどのようなことか、教育長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） まず1点目の、9年間を見通した切れ目のない連続性のある学習についてですが、30年度から全て統合終了します。それで小中一貫教育がスタートするわけですが、まずは教職員が児童生徒の学習状況や生活状況、同じ職員室の中で小学校部、中学校部の教員が会議等できますので、ここで共有することによって指導の連続性が生まれると思います。

また、児童生徒を中心に考えますと同じ敷地内、校舎の中での生活が可能となりますので、特に1年生から9年生の、例えば図工や、美術など、いろいろな作品が展示されるわけですが、こういうものも共有できて、鑑賞できて、自分の目で自分の力をつける参考資料とできます。これも一つの連続性であると考えます。

また、そういう共同生活の中で、異年齢での集団活動が可能になりますので、大きい子

にとっては小さい子を面倒を見るというような思いやりの教育、小さい子にとってはそういう大きい子に面倒を見てもらいながら自分の生活を振りかえると、そういう貴重な連続性もできると考えます。

そして小学校部と中学校部の教職員が合同で研修を行えますので、特に教科指導の中では、小学校の学習内容は中学校の先生方がよく理解してないとか、その逆もあります。ですから教科の先生方も、今の段階では小学校、中学校をあわせて3人体制を取ることが可能です。特定の教科については、複数の体制はとれないと思いますが、例えば、国語に関する先生が3人とか、そういうことも発生しますので、今まで以上に9年間系統性を持たせた学習指導が可能であるというようなことを考えております。

さらにですが、これは人事の問題にもかかわりますけれども、教科担任制をどうしても敷きたいと考えております。先生方に指導時間に余裕がなければ、なかなかそれは実施できないですけれども、ただ、このあと、来年度中学校がスタートしますが、特別支援学級が2クラス、今年度から河内中学校にございます。この特別支援学級の教員数というのは教科担任としてカウントされません。ですから、その二つの学級が存続すると県の方針で2人の先生を追加派遣していただけます。その2人の先生方をどのような教科で人事で配置してくかというのは、こちらの考えで成り立ちますので、そういうところで工夫をしながら、できるだけ教科担任制を敷いていきたいと考えております。

教科担任制といいますと、その教科の免許を持った先生が授業に当たりますので、小学校の先生というのは全て教科の指導をしますけれども、特定の教科はそういう専門性の高い教師が指導できるということで、学力の定着が図れるとも考えております。

二つ目の地域住民参加型の学習支援なんですけど、現在、既にこの関係では一つは放課後子ども教室が、小学校に存続します。また、これは年に行事的に各校3回ずつ実施しています。これには更生保護女性の会の方々がお手伝いしてくれています。子供と触れ合いながら、伝承遊び、いろいろな遊びをしながら子供を育てるというような形で実施しています。それと前にもお話ししましたが、生涯学習グループのほうに、「学びスト」という組織がございます。これは地域の方、現在28名登録いただいておりますが、いろいろな部門で専門性のある方に登録いただいております。生け花やら、書道やら、かなりの種類になりますけれども、この人たちは学校からの要請があれば教育委員会を通じて学校に派遣をして指導いただきます。現在は、クラブ活動が主ですけれども、そこで3人の方に協力いただいております。

さらに行事的には、地域との触れ合いということで、中学校はやっていませんが小学校では、昔でいえば感謝祭みたいな形で、餅つき、かるた大会とか、ふれあい集会とか、そういう形で実施しています。そういうところには、地域の高齢者の方、保護者の方に来ていただいて共に触れ合っていただいております。また、これからできる学校では、そういう機会をふやしてまいります。コミュニティスクールを立ち上げまして、おおまかに今20

名構成でいこうと思うんですが、その中には、いろいろな特技を持った人に加えて、教科指導に協力できるような人たちも考えております。

とにかくこれから目指す学校は地域でつくる。地域でつくる場合には、地域の人の参入を一人でも多くしなければいけないということで、学習面、さらには環境づくりの面でもご支援いただきながら、一人でも多くの人が学校に入れると、そして、協力いただける場面をつくっていきたいと考えております。

最後になりますがかわち科ですが、30年以上前から、こういう「かわち」という小学校3年生、4年生中心の社会科の副読本があります。後で見いただければよくご理解いただけたと思いますが、かなりよくできているものです。これを3、4年生だけでなく1年生から9年生まで含めて、9年間を通して河内について学ぶ資料にしたいんです。

当然、社会科だけでなく、理科なり、総合的な学習の時間なり、道徳なり、いろいろな教科でもって活用できるような、この2倍ぐらいの厚さになると思います。その中身としては、郷土の歴史、産業、暮らし、安心、先人、郷土の福祉、スポーツ、行政の仕組み、国際協力、豊かな教育、豊かな心、道徳ですね、郷土の将来等々を内容項目としてつくっていきたいと考えております。既に、町の教育研究会の組織がありますので、その組織で今検討していただいています、30年の2月の発行を目指しております。

以上です。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） 詳しい説明、ありがとうございました。

3回目の質問になります。今、学校給食をしていますけれども、これも同じように、地産地消となる現在の学校給食を今後どのように進めていくのか、地産地消と言いながらも、まだまだ給食に出ているのは少ないと私は思うんです。その辺を答弁お願いしたいんですけれども、これは教育長と、できれば町長、お願いできればお願いします。まず教育長。

○議長（野澤良治君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） 現在、ご存じのように学校給食につきましては、業者委託になりまして10年が過ぎました。2年前になりますけれども、この議会の皆様のご協力もいただきまして、消費税が5から8%に増税されたその折りにも給食費を値上げしない、中学生で4,300円、それを維持するということでご協力いただきまして、ありがとうございました。

今後、この地産地消につきましては、現在の業務委託していることが悪いとかいいとかということではなくて、子供たちにいかに、勤労、生産に携われるかという観点で考えたいと思います。

したがって、今建設中の学校の近隣に、特に畑なんです、そういう農地を借り上げていただいて、1年生から9年生までが共同で何かの作物を生産すると。できれば、そので上がったもの、自分たちでつくったものに関しては興味を持って食すると思いますので、

そういう勤労学習を展開したい。。

さらには、地産地消となりますと、子供たちがつくるものは限定されますので、町でそういう農家との流通ルートをどんなふうに開拓していただけるのかというのが、我々非常に関心の高いところでもあります。将来的には、業者委託もいいんですが、調理場を現在の敷地の中に建設して、そこで調理された給食を子供たちが、今度、ランチルームもできますので、そこで楽しみながら食するというような環境もつくっていきたいというようなことを考えております。

以上です。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 今の教育長から話がありましたけれども、やはり河内町ならではの給食があってもいいのかなというふうに考えております。ですから、せっかく畑でつくったものを自分たちがそれを食べるというのは、本当に恐らく私たちもそうですけれども、自分でつくったものを食卓へのせるということは、こんなうれしいものはないですから、そういう意味では、今後、学校給食の委員会がございますので、そこで十分議論しながら方向性を探っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 次に、1 番篠原佳治君、登壇願います。

〔1 番篠原佳治君登壇〕

○1 番（篠原佳治君） おはようございます。1 番篠原佳治でございます。傍聴の皆様方には大変お忙しい季節にもかかわらず、早朝より大変ご苦労さまです。ありがとうございます。今議会、5 番目の一般質問です。

8 月末から 9 月にかけて台風が相次いで上陸し、特に 10 号台風には思いがけない軌跡を描きながら東北、北海道に大きな被害をもたらしました。その状況が、毎日のように報道されておりますが、被害に遭われた皆様方には謹んでお見舞い申し上げます。

異常気象や大規模地震など対岸の火事と捉えることなく、防災対策は、常に危機感を持って河内町も当たらなければならないと痛感しております。

さて、周りを見渡しますと、黄金の波は日ごとに減っていき、農家の皆さんは 1 年で一番忙しい季節を迎えられております。農業県であります茨城県にあっても特筆される河内町は、農家の発展なくして河内町の発展はありません。町民ファースト、町民の目線でこれからの河内町を考えなければならないと考えます。

以上のことなどを含んだ上で、町の基幹産業であろうかわち直販センターについての質問をさせていただきますが、詳細は自席にてさせていただきますので、町長、担当課長、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 1 番篠原佳治君。

○1 番（篠原佳治君） それでは、私からは 1 点質問です。

直販センターについてです。この件につきましては、さきの諸岡議員と重複する点多々あるかと思えますけれども、その点はご了承願います。通告に従いまして質問させていただきます。

この問題にあっては、いろいろと中傷的なうわさも呼び込みながら、町が主体となって運営するということになりましたが、私が考えるに、直販センターは、町の基幹産業でもある農業を支え町民が集える場所として必要であり、また、農業生産者だけでなく二次、三次生産者も希望する全ての者が平等に参加できる場所として開かれた直販センターでなければならないと思っておりますが、さきの8月31日をもって指定管理者としての資格期限が過ぎておりますし、裁判所においても立入禁止となったにもかかわらず、何を盾に、何の根拠をもって立ち退かないのか、私どもには本当に理解できないところなんですけれども、町として計画しても実行できない、参加したい生産者も路頭に迷うということになるか、というふうに思っております。

今後、町としてどのような運営方針を立てて進めていくのか、諸岡議員と本当にこの部分、重複するであろうと思えますけれども、担当課長、よろしくお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） それでは、お答えいたします。

かわち直販センターにつきましては、平成28年9月1日以降、町が施設を管理運営することになりました。そのための条例整備も、先ほどご説明させていただきましたように、平成28年8月の町議会の臨時会で議決をいただき、9月1日から施行されております。

現在、かわち直販センターにつきましては、町が施設を管理運営するためのさまざまな準備を行っております。かわち直販センターは、町が計画している地方創生のための小さな拠点ネットワークのキーステーションとして再生活用することも目指しております。このため、かわち直販センターのリニューアルオープンに向けて建物や設備等の改修とともに新しい運営体制の整備も必要となっております。

かわち直販センターは、設立されてから既に17年が経過し、経年劣化等による建物等、設備等の改修等も必要となっておりますし、さらに新たな販売支援システム等の導入も検討しております。今回、提案の一般会計補正予算第3号では、こうしたリニューアルオープンに向けた経費についても計上させていただいております。

また、新しい運営体制の整備のために、利用出荷登録希望者の募集を行っておりまして、本年8月の「広報かわち」に掲載し、8月末で47件の申し込みをいただいております。利用出荷登録希望者の募集につきましては、9月の「広報かわち」にも掲載しており、今後も随時募集を行っていく予定です。

なお、本年8月末には、申し込みをいただいた利用出荷登録希望者を対象とした説明会及び意見交換会を開催しまして、かわち直販センターのリニューアルオープンに向けたス

ケジュール計画等についてご説明するとともに、意見交換を行っております。

今後は、出荷者協議会等の組織化を図り、出荷規約や商品管理等、出荷に係る具体的な取り決めについて整理していく予定です。

一方で、先ほど諸岡議員のご質問においてもご説明しましたとおり、株式会社ふるさとかわちは、平成28年9月以降も、権限なくかわち直販センターを占有し、事業を継続しております。このような状況におきましては、町がこれから行おうとしているかわち直販センターの管理運営ができず、また、利用出荷希望者の方々がかわち直販センターを利用することもできないこととなり、行政の円滑な遂行に支障を来すこととなります。

町は、今後も株式会社ふるさとかわちに対して、かわち直販センターの施設の引き渡しと業務の引き継ぎについて、速やかに行うことを引き続き強く求めてまいります。

ご説明は以上です。

○議長（野澤良治君） 1 番篠原佳治君。

○1 番（篠原佳治君） ぜひ、そういうふうに進めていってほしいと思うんですけども、この直販センターは、限定された人の直販センターではなくて、多くの人が集える開かれた直販センターであってほしいと、そういうふうに思います。

そのために、町が運営するということになったわけですから、今までよりも愛情を込めて汗してつくったものを陳列しても粗末に扱われたり、目立たないところに追いやられたりすると本当に生産者の心は痛むと思います。平等に、そして忌憚なく意見を出し合える雰囲気望んでいます。

魅力ある直販センターにするための改革が必要であって本当に急務であると、そういうふうに考えております。直販センターは、ただ農産物を販売するということだけのものではなくて、ふるさとの特産品の拡大とともに、後継者を育てて、河内町をPRする意味でも大きな期待を担うものであると、そういうふうに思っております。

皆さんで切磋琢磨した努力と熱意は必ず実を結ぶものであると、そういうことがあって生き残れるものであると私は信じておりますので、この点について町長、まとめてよろしくをお願いします。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 今、篠原議員、本当におっしゃるとおりです。本当に本来の直販所をつくった、前にも恐らく同じ話をしていると思うんですけども、直販所をつくった当時は、恐らく今の篠原議員の思いでつくったはずなんです。それできっと議会も認めていただいて、多額のお金を直販所をつくるために議会も同意したと思います。それが本来の形です。ですから、その本来の形に戻すというのが今回非常に私は大事だと思います。そのために、町はやはり公平な立場で誰でも出荷できるというふうな、誰でもあそこに自由に出入りできるという形に持っていかなければならないと思います。そのためには議会のほうでもご理解をいただいて、ご協力をいただけたらと思っております。

ですから、本当に素直な気持ちで直販所をどうしたらいいのかというふうに考えれば、難しい問題じゃないなと私は思っております。ですから、どうか利用する方、働く方も含めて、本当に気持ちをゆっくり持って考えてもらえれば、どのようにしたらいいのかというのは、おのずと答えは出てくると思います。そういうふうに肅々と町民のために進めてまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（野澤良治君） 1 番篠原佳治君。

○1 番（篠原佳治君） ぜひ事務局の方々も、私どもも含めてなんですが、知恵を出し合って、そしてみんなで協力し合って、本当にこれから未来に向けてのかわち直販センターにしていってほしいと、そういうふうに思います。

質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野澤良治君） 次に、5 番小更雅之君、登壇願います。

〔5 番小更雅之君登壇〕

○5 番（小更雅之君） 皆さん、おはようございます。5 番小更雅之でございます。傍聴の皆様におかれましては、町政に感心をいただきまして、まことにありがとうございます。私も住民の皆さんの力になれるよう進んでまいります。議員となりまして初めての一般質問となります。よろしく願いいたします。通告に従いまして質問させていただきます。詳細については、自席にて質問いたします。

○議長（野澤良治君） 5 番小更雅之君。

○5 番（小更雅之君） 初めに、かわち直販センターにかかわる指定管理の選定問題について2 点ほど質問いたします。

一つ目としましては、直販センターの設置条例の改廃について、8 月8 日の臨時議会において可決され、9 月1 日から施行されたことですので、今私が問題にしているのは、旧条例によりとり行なわれた指定管理者の公募であります。

特に、旧かわち直販センターの設置条例第3 条の条文は、何度読んでも指定管理者が直販センターを管理するものです。つまり、町としては、指定管理者を選定し議会に提出すべき案件だと思いますが、担当課長及びまた町長にも答弁お願いいたします。

○議長（野澤良治君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） お答えいたします。

かわち直販センター設置条例第3 条は、直販センターの管理は、法人その他の団体であって、町長が指定する者にこれを行わせるものとするとして規定しており、このことにより、かわち直販センターは平成18年から指定管理者による管理を行ってまいりました。

かわち直販センターにつきましては、指定管理者である株式会社ふるさとかわちの指定期間が、平成28年8 月31日までとなっておりましたので、町は平成28年9 月以降のかわち直販センターの指定管理候補者の募集を行いました。指定管理候補者として選定された

団体はございませんでした。

このため、平成28年9月以降、かわち直販センターについて町が施設の管理運営を行うこととなり、本年8月の町議会臨時会において、かわち直販センターの設置及び管理等に関する条例の制定について議決をいただき、同条例は、平成28年9月1日に施行されております。また、このことに伴い、かわち直販センター設置条例は廃止されております。

今回の指定管理者の募集に当たり、町長は総合的に判断し、指定管理候補者として選定された団体はありませんでしたので、指定管理者の指定についての議会への議案の提出もございませんでした。

なお、かわち直販センター指定管理者募集要領では、町長は、河内町指定管理者の指定選考委員会の審議の結果を受け、総合的に判断して指定管理候補者を選定しますが、審査の結果、該当者がいなかった場合は、指定管理候補者を選定しないことがあることが記載してありました。

今回の指定管理候補者の募集においては、応募団体のいずれもが指定管理候補者として選定されなかったため、平成28年9月以降、町がかわち直販センターの管理運営を行うために、新たに、かわち直販センターの設置及び管理等に関する条例を制定したものです。

ご説明は以上です。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 今、経済課長が申し上げたとおりであります。

○議長（野澤良治君） 5番小更雅之君。

○5番（小更雅之君） ふるさとかわちの弁護士は、今回の新条例については、遺憾の条例である、無効であると言わざるを得ないとの見方を示しておりますが、これについても町長の答弁をお願いいたします。

今度、変わりました新条例は、憲法違反だと、無効であると言わざるを得ないと。

○議長（野澤良治君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） 済みません、担当課長として答弁させていただきます。

新しい条例につきましたのご質問ですけれども、これまでご説明いたしましたとおり、今回の指定管理者の候補者の募集において、応募団体のいずれもが指定管理候補者として選定されなかったため、町が、かわち直販センターの管理を行うため、新たにかわち直販センターの設置及び管理等に関する条例を制定したものです。

このかわち直販センターの設置及び管理等に関する条例の施行に伴い、かわち直販センターの設置条例の効力が及ぶ期間は平成28年8月31日までとなり、平成28年9月1日以降は、かわち直販センターの設置及び管理等に関する条例が適用されておりますので、平成28年9月1日以降、町がかわち直販センターの管理運営を行うことについて、条例上の問題は無いと考えております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 今、担当課長が、議会の臨時会を開かせていただいて条例を制定したということも含めて、先ほど申し上げたように、8月31日の立入禁止の仮処分のときに、今、小更議員がおっしゃったことも、その反論書の中で実はありました。それも含めて裁判所が立入禁止の仮処分を出したということは、やはりそこに答えがあると思います。以上でございます。

○議長（野澤良治君） 5番小更雅之君。

○5番（小更雅之君） 町長にお伺いいたします。

今まで指定管理者でございました株式会社ふるさとかわちは、長年にわたり農業の振興に力を注ぎ、特に米のブランド化や町特産物のPR等、河内町の知名度を全国的に広めてまいりました。このような会社の活動に対して、町長の評価、あるいはお考えをお伺いいたします。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 通告にはないようなものではありますけれども、せっかくの機会ですからお答えしたいと思います。

おっしゃったように、株式会社ふるさとかわちは、町が65%の出資をしてつくりまして、しかもたしか平成9年8月から平成14年の3月まで、延べ7,800万のお金を実は町が出しております。会社を設立するときの2,000万のうちの65%を町が出して会社をつくりまして、そのあとに、平成9年から平成14年の間に7,800万のお金を実はつぎ込みました。これは私は非常にすばらしいことだと思っていた。

ところが、いつの間にか、小更議員は知っているかどうかわかりませんが、それがせっかく町がここまで出資をして、補助金も投入してできた株式会社ふるさとかわちが、25年のたしか5月、私が就任して出てきましたら、最終的に株式2.5%になっちゃったんですね。ですから、これが非常に私は残念でならないんです。

この話の中にもありますけれども、町がつくった会社を町が潰すのかという議論がありますけれども、逆に町でつくった会社を誰がなくしちゃったんだという話です。そういうことが非常に私は問題だと思っています。

ですから、本当に株式会社ふるさとかわち、つくった当初は、本当にみんな私たちも期待しておりました。ですから、その期待に応えるような形で、この十数年間頑張ってきたと思いますけれども、でもそれが当初の設立の目的から少しずつ、少しずつなんか変わってきてしまったんです。

そういう長い間に、本来の目的であったものが変わってきてしまったという、その最終的な集大成が私が就任してきたときに、町の管理ができなくなるような形になってしまった。ですから、私はそのあたりがしっかりとやはり認識していただかないと議論がかみ合わないというふうに最近思っております。

どうか小更議員におかれましても、その経過と現実的な部分をよく直視していただいて、町のためにご活躍をお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（野澤良治君） 5番小更雅之君。

○5番（小更雅之君） ありがとうございます。

続きまして二つ目に入りますけれども、指定管理者を公募したにもかかわらず、指定管理者の候補者2者とも落選させ、町は7月13日に、一旦管理のみを町で行うと発言し、1週間後の7月19日には、突然、町直営で直販センターを営業すると発表されたが、この時点では、まだ条例も生きていた状態ですし、また予算的な裏づけも全くない中で、しかもその翌日になると、町経済課発の文書で、かわち直販センター利用の希望者の募集を行っております。これは株式会社ふるさとかわちへの営業妨害ではないでしょうか。経済課長及び、また町長の答弁をお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） お答えいたします。

先ほどの条例上の話につきましては、繰り返しになりますが、もう一度ご説明させていただきます。

今回の指定管理者の募集におきましては、応募団体のいずれもが指定管理候補者として適任ではないと選定されなかったため、町がかわち直販センターの管理運営を平成28年9月以降に行うことになりました。そのために、新たにかわち直販センターの設置及び管理等に関する条例を8月の臨時議会で議決をしていただき、本条例は9月1日に施行されております。

このかわち直販センターの設置及び管理等に関する条例の施行に伴い、かわち直販センターの設置条例の効力が及ぶ期間が平成28年8月31日までとなっております。指定管理者の管理を規定した条例は8月31日までとなっております。平成28年9月1日以降は、かわち直販センターの設置及び管理等に関する条例が施行されておりますので、9月1日以降、町が、かわち直販センターの管理運営を行うことについて条例上の問題はないと考えております。

また、町がかわち直販センターの管理運営を行うことについて伴う経費につきましては、随時補正予算による対応を行っておりますので、8月の町議会臨時会及び本議会定例会において、一般会計補正予算に必要な経費の予算計上を行っております。

さらに利用出荷登録希望者の募集につきましては、町が9月1日以降かわち直販センターについて管理運営を行うために必要な行為ですので、これが株式会社ふるさとかわちの営業妨害に当たるというふうには考えておりません。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 私に何が聞きたかったかもう一度教えてください。もう一度何が聞きたいかお願いします。

○5番（小更雅之君） 町の経済課発で直販センター利用の希望者の募集を行ったということ、まだ、ふるさとかわちが指定管理者になっていたときなんですけれども、これは営業妨害に当たるのではないかということなんです。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 営業しているにもかかわらず、募集を行ったということね。それは8月31日までは、株式会社ふるさとかわちさんの営業はそこまでですから、それ以降の募集を行うに当たっては問題ないのかなというふうに思っています。

というのは、誰でもそうでしょうけれども、8月31日と話が決まっていたらば、そのあと例えば、違うところがやるとすれば前もって9月1日以降今度やりますと募集をかけるのは、これは当たり前のことかなというふうに思います。

以上です。

○議長（野澤良治君） 5番小更雅之君。

○5番（小更雅之君） 町長の話なんですけれども、これは7月20日のことなんですけれども、一応その時点では、条例なんかもまだ、8月8日の議会で変わっているんで、その前の話になるんですけれども、どう思いますか。

○議長（野澤良治君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） それでは、私のほうからお答えします。

今回の指定管理候補者の募集におきまして、指定管理候補者の方々、応募者の方々について指定管理候補者として選定しない旨の通知を6月30日付で通知をさせていただきました。この時点で、内部的には平成28年9月1日以降は、町が、かわち直販センターの管理運営を行うことということで意思決定のほうをさせていただいております。

そういった形を踏まえまして、7月に、9月1日以降のかわち直販センターの出荷利用希望登録者の募集を行っているという経緯になります。

条例の整備につきましては、8月31日までは、かわち直販センター設置条例の指定管理者による管理を行うという条例は効力を有しており、事実、株式会社ふるさとかわちがかわち直販センターを指定管理者として管理しておりますので、条例上の問題は特にないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 今の経済課長のほうから、日付関係とか、そのことの説明がありましたけれども、要は、町とすれば基本的に営業妨害するつもりもないですし、ちゃんと募集をして、その結果、選定する会社がなかったということでの、それからの町としての動きですから、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（野澤良治君） 5 番小更雅之君。

○5 番（小更雅之君） 何と言ったらいいますか、町としてそういう直販センターの、ちょっとわからなくなっちゃったので、町としましてそういうことを先走ってではないですよ、今の説明を受けますと。ですけれども、やっぱり来る客にしてもいろいろ考えるところもあると思うんです。

また、納品している人たちからも結構問い合わせがあったような話も聞きましたので、質問させていただきます。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 小更議員、平成28年8月31日で切れるというのは、5年前から実は決まっていたことなんです。ですから、指定管理というのは、期限を切ってその間の指定管理を行わせるということで、これは実は営業の権利を付与しているものではなくて、あくまでも指定管理ということで期限を切っているんです。その都度、議会の議決を経てこれは指定管理されているものですから。

ということは、5年後に指定管理として指名されるかどうかというのは、これは最終的に議会の議決がなかったらできないんですね。そういうことは、おわかりになっているはずなんです。ということは、もうそれを見越してやはり会社として管理運営を行っていかなければならないという、これは最低限の、指定管理を受けて管理運営を行う者にとってはこれは当たり前のことなんです。ですから、突然でもなければ何でもないんです。5年前に決まっているんです。

ですから、それをいろいろな形でお話しているのは、結局これは指定管理という制度を度外視した話であって、しっかりと指定管理者制度についてご理解をいただければ自然にわかることで、そういうことで指定管理者制度になっています。そのあたりをご理解いただければわかると思います。

○議長（野澤良治君） 5 番小更雅之君、挙手をしてから発言してください。

5 番小更雅之君。

○5 番（小更雅之君） 町長ありがとうございました。

また、新聞など世間を騒がせる事態が起こっていることに対して、町民の皆さんにも心配をかけていると思います。良識ある町長の判断のもと、早急の解決をお願いいたします。

次に入りまして、小中一貫校に伴う通学路等の安全確保について、3件ほど質問させていただきます。

一つ目といたしまして、来年度は、中学校の統合、そして再来年には小学校も統合され、小中一貫校となります。通学手段として、徒歩、自転車、スクールバスによるバス通学になります。児童生徒の数もふえ、学校周辺では登下校時にはたくさんの児童生徒が集まり、また一般車の通行、そしてバスの乗り入れもあり危険が考えられますが、通学路の安全確保をどのようにお考えか教育委員会事務局長の答弁をお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 萩原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（萩原治夫君） ただいまの小更議員のご質問にお答えいたします。

ご存じのように、長竿バイパスが主要地方道取手東線であり交通の量が多い道路でございます。子供たちが安全に通学、横断するためには、信号機の設置は不可欠と考えます。学校統合準備委員会においても、竜ヶ崎警察署長宛てに信号機の設置を要望しているところでございます。

また、徒歩、自転車と同じ時間帯になるので危険ではないかというようなことでございますけれども、平成29年度には、新設校東側の町道の拡幅工事を予定してございます。車道と分離した自転車、歩行者道路の整備となっております。そのほかにも、速度制限、追い越し禁止やスクールゾーンの標識の設置等を早急に実施することで、通学路の安全確保が図られるものと考えます。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 5番小更雅之君。

○5番（小更雅之君） 詳しい説明、ありがとうございました。

では二つ目に入りますけれども、検討が進んでいると思われませんが、スクールバスの乗り場についてお聞きいたします。

バスの大きさに伴い、どうしても広い場所で検討していると思われませんが、広い場所イコール人目のない場所のように考えられます。また、生徒の少ない乗り場などもあり、いろいろと危険が考えられると思いますが、バス乗り場の選定をどうお考えかお聞かせいただきたい、萩原教育委員会事務局長、お願いいたします。

○議長（野澤良治君） 萩原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（萩原治夫君） バス乗り場の選定についてでございますが、国においては、適正な学校規模の状況としまして、通学路については、小学校はおおむね4キロ、中学校においてはおおむね6キロとしています。

学校統合準備委員会におきましても検討してまいりまして、小学校は新設校からおおよそ半径2キロ圏内は徒歩、中学生は、新設校からおおよそ半径5キロ圏内は徒歩または自転車とするということで進めております。圏外の児童生徒については、基本スクールバスを利用しての登校となります。そこでスクールバスの運行については、主要道路を走ることを想定しております。

バス停の選定に当たっては、議員のご質問にもありましたように、広い場所が確保されることが必要であるということでありましたけれども、集落の公園や神社敷地、公共施設、学校等ですね、それらを考えております。全て同じ条件とすることは難しいので、個人の所有地を借りることも想定されます。バス停留所は、保護者や地域の方々に立哨等の協力をいただくことで、児童生徒の安全が確保されるものと考えます。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 5 番小更雅之君。

○5 番（小更雅之君） ありがとうございます。

三つ目になりますけれども、これが最後になります。通学時間が長くなることが予想されると思いますが、通学時の突然の災害、そして不審者などと遭遇した場合、避難する場所、避難している場所との連絡方法など、どこで起きるかわからないという難しさがあるが、子供たちの安全を考えると考えておかないといけないと思いますが、どう思いますかお聞かせください。萩原教育委員会事務局長、お願いいたします。

○議長（野澤良治君） 萩原教育委員会事務局長、お願いします。

○教育委員会事務局長（萩原治夫君） ただいまの質問でございますが、町の小中学校ではいろいろな生活場面において、火災、地震発生時の避難訓練に加えまして、救急救命講習会、AEDの使用訓練ですね。それから、不審者侵入を想定した訓練を実施してございます。

また、毎年実施しています交通安全教室などを通して、児童生徒に安全意識、危険予測、回避能力を身につけさせることとともに、地域住民、保護者、関係機関が協力することで、児童生徒への安全を確保したいと考えています。新設校への新たな通学路につきましては、現在、使用している通学路を基本として安全な通学路になるよう選定してまいりたいと考えています。

長竿バイパスは、先ほども言いましたように、登校時には特に交通量が多い道路となります。比較的交通も少なく災害時の避難においても地域の住民の助けが容易で防犯灯の整備されていることから、長竿集落内の道路も検討していく必要があると考えます。

不審者対策につきましては、子供を狙った犯罪がふえたことを受けて設置されました110番の家がございます。主に通学路にある商店や民家に設置しております。町内には273戸ございます。110番の家では、子供たちを保護し、警察や学校等への通報を行っています。地域ぐるみで子供たちの安全を見守っていかれたらと考えます。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 5 番小更雅之君。

○5 番（小更雅之君） 萩原教育委員会事務局長、答弁ありがとうございます。

児童生徒が安全に登下校できるように十分配慮していただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野澤良治君） ここで休憩いたします。

なお、再開時刻は1時10分とさせていただきますので、よろしくお願いします。

午後零時18分休憩

午後1時10分開議

○議長（野澤良治君） それでは、再開いたします。

11番大野佳美君、登壇願います。

〔11番大野佳美君登壇〕

○11番（大野佳美君） 皆さん、こんにちは。ラストですので、少し少々お聞きください。11番の大野佳美です。通告に従い一般質問を行いたいと思います。詳細に対しては自席にて伺いたいと思います。

まず一つ目は、人口減少問題、町施設の運用について、また、通告していたかわち直販センターについて、三つのことを聞きたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（野澤良治君） 11番大野佳美君。

○11番（大野佳美君） まず最初に、人口減少問題についてをお聞きしたいと思います。

河内町を初め、全国的に減少傾向が見られ、また我が町は、せんだっての総務省の発表とあわせて消滅する自治体のトップバッターのような形しております。そういう中で、河内町の今の現状、またこれからの人口に対しての現在の取り組み、それをまず最初にお聞きして次の質問にいきます。

○議長（野澤良治君） 林町民課長。

○町民課長（林 博行君） 大野議員の質問について、お答えいたします。

河内町の人口の推移につきましては、昭和33年に河内村が誕生して最初の国勢調査での1万3,065人がピークで、昭和45年から平成12年までは1万1,000人台で推移してまいりました。平成17年調査では、1万959人と初めて1万1,000人台を割り、平成22年調査では1万172人となり、平成27年の国勢調査速報で9,174人と、ここ5年間で1,000人が減っている結果となっております。

平成27年1年間の出生34人、転入136人に対しまして、死亡142人、転出322人で、差し引き234人の減となっております。このことから、急激な人口減少が進んでいる状況が数字として示されております。

以上です。

○議長（野澤良治君） 北澤企画財務課長。

○企画財務課長（北澤雅志君） 大野議員のご質問について、お答えいたします。

人口減少問題に係る人口対策ということでお答えしたいと思います。人口減少問題といたしまして、国におきましても2008年、平成20年、人口減少が始まり、今後、加速度的に進むことが見込まれており、将来的に、先ほどお話にもございましたが、消滅の可能性がある市町村数が全国で800団体以上あると推計されております。

河内町におきましても、これまでも出生率の向上対策といたしまして、町独自の事業として、次世代育成支援金制度、また子育て世代が優先的に入居することができる町営住宅といたしまして、子育て支援住宅の建設など、人口減少、それから少子化に歯どめをかける対策を行ってきているところでございますが、これまでの人口移動率等をもとに推計いたしますと、2040年で6,000人を切り、2060年には人口が消滅してしまう予測となっております。

ります。

このような中、平成26年11月の、まち・ひと・しごと創生法の施行に伴い、全ての自治体におきまして人口減に歯どめをかけ、雇用と産業の創出を政策目標といたしました総合戦略の策定が示されました。

河内町におきましても、平成28年3月に策定いたしました河内町総合戦略に掲げたさまざまな施策の中から、重要かつ優先度の高い事業につきまして、国の財政支援等を活用し推進しているところでございます。地方創生が掲げます新たな雇用の創出、地方への新しい人の流れ、町の活性化、この推進と実現に向けて取り組みを通して町の人口減少対策につなげていきたいと考えているところでございます。

○議長（野澤良治君） 11番大野佳美君。

○11番（大野佳美君） 今、担当課よりありましたけれども、近年では1,000人も減っているということで歯どめがとまらない状態で、施策を100万円出していろいろやっているから、この程度でいるのかなと思います。これ以上人口減が顕著にあらわれているような感じで、今見ると、もう少しで9,000人を切っていく河内町の人口かなと思います。茨城県で一番少ない町村になる可能性があるように感じます。

その中で、同じ東京を中心にした円を描いた場合、片方は鎌倉のほうと、同じ地域、距離で比べたら雲泥の差の違いがある。そういうところで河内町も特色ある豊かな町なんだからこそ、それを全面的に売り出して、これから先進めていったらどうかなと思います。

まず一つの提案として、滑河駅、または佐貫駅に無料で駐車場を貸してやるとか、河内町に移住してくれた人には。そういう施策を、また待機ゼロの町ですからそういう面でホームページ上でアピールしたらどうですかとか、いろいろ少しちっちゃいことでも、その積み重ねでアピールをし、その中で河内町というのがあるんだなという印象を与えるのも一つの方法じゃないかと。

また、稲敷市では、対策課を設けていると思うんですけども、そういう課、または専属に職員を置いて人口減少に向けて河内町の特色あるいろいろな情報を得たり、また国から情報を吸い上げたり、いろいろやる部署をつくって、これからやっていくべきじゃないかと思われま。一つ一つやっていかなければ、じり貧するのを指をくわえて待っているような形に見えますので、そこら辺で担当課また町長のご意見を拝聴したいと思います。

○議長（野澤良治君） 北澤企画財務課長。

○企画財務課長（北澤雅志君） では、担当課ということでお答えしたいと思います。

まず、町のPR、こちらに関しましては、先ほどの待機児童ゼロ、それから町の特色、こういうことを全面に出して、今後も町の、実際PR事業が足りないということも事実でございまして、取り組んでいきたいと考えております。

それから駐車場の無料貸し付けのようなものとかも、財政的に財源が伴いますので、どういった形で対応するか、担当課、いろいろと検討するところもあると思いますので、そ

の辺協議しながら検討してまいりたいと思います。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） この人口減少問題につきましては、河内町でも、平成9年の河内町総合戦略としては第3次、あと平成19年に第4次ということで、これ10年ごとに総合計画をつくっているんです。

大野議員も、この第3次をつくったときに、平成8年2月から議員さんになっているので、この当時から河内町の総合戦略にかかわってこられていると思いますのでご存じだと思うんですけども、そのころに私も調べてみましたら第3次の河内町の総合戦略の中には、将来目標を、これ平成9年ということは平成8年につくったんでしょうけれども、そのときには平成9年1万2,000人、平成13年に1万3,500人、平成18年2万人と、将来目標を3万人ということで、これは実は人口の推計ですか、それに基づいて将来的なフレームをつくった経過があります。

あと、平成19年の、これは第4次の総合計画、ですから10年後です。そのときのを見ますと、これは平成17年のときの人口は1万959人ですので、28年に2万人ということで下方修正して、3万人から2万人になっているんですけども、そういう目標であっても、これはどんどん現実に減ってきていますよね。

ですから、本当に歴代の首長さん、そして議員の皆様方いろいろ頭をひねっていろいろなアイデアを出してこられて現在に至っているということで、私になってちょうど3年ですけども、やはり河内町の人口減少、これは日本全体で人口減少が起きていますから、河内だけふえるということではなくて、茨城県の中でもふえているのは守谷とか、つくばとか特別なところだけです。それ以外は基本的に減っています。河内町もこのままでいくと、茨城県の中で一番人口が減る形に、僕はなるんじゃないかと思っていますけれども、そういう意味では非常に危惧をしております。

だからといって、首に縄を引っかけて河内町に連れてくるわけに現実いかないわけです。ですから、先ほど議員がおっしゃったように、いろいろな案を議員さん、議会のほうからも出していただいて、ともに河内町をどういう方向に持っていくかという意味では、これからが一つの正念場であるし、その中で、まち・ひと・しごと創生ということで、今まさにできるところから少しずつ手を打つということをやらなきゃいけないということで、今やらせてもらっているわけなんですけれども。

本当に専門の課というか、そういうのを設けるかどうかについても、よく内部で相談をして、なるべくUターンでもIターンでも来ていただくような行って戻って来ことも含めて、いろいろな方法といういろいろな形がありますけれども、河内町に一番適した方法、いろいろな形を手を打たなきゃいけないんですけれども、本当に非常にこれって手を打ったからすぐに効果があるものでもないわけです。

ですから本当にいいものはどんどん継続して行って、新たに、先ほど星野議員からご質

問がありましたように、新たなものも考えながら、今までのいいものは残しながら、本当に住みやすい町にしていくにはどうしたらいいかということ、本当に議員の皆様方と一緒に考えていかなきゃいけないものだと思います。

ですから、今後につきましては、各議員さんのいろいろなご意見等、あと執行部の内部でも調整を図って、課の見直しも含めて何かいい方法を考えていきたいと思います。答えにはなりませんけれども、とりあえず、そういうことです。

○議長（野澤良治君） 11番大野佳美君。

○11番（大野佳美君） 国の制度でお助け隊とかというのがありますね。稲敷市では、そういうのを任命してやっていると思いますけれども、外部からそういう助言する若い人を入れてみたりいろいろ、人口はすぐにやったからって先ほどのように、答えにあったように、すぐに目に見えるものじゃないし、ただ、やらなければ結果はついてこないもので、何でもある程度のできるものをいち早く取り入れてやっていくべきかなと思いますので、いろいろ含める中では、そういう専属部署をつくるというのも、課をつくらなくても、そういう部署をつくって専任を置いて、そこでいろいろな面で取り入れると、これは早急に内部的に検討していただいて実施するような形で持って行っていただければいいと思いますけれども。そういう仕事隊とか、そういうものを導入するというのはどう思うのか、ちょっと最後に聞きますけれども、その点は。

○議長（野澤良治君） 北澤企画財務課長。

○企画財務課長（北澤雅志君） 大野議員のご質問にお答えいたします。

例えば、まちづくり協力隊ですね。まちづくり協力隊のほうは、実際に導入しています市町村のほうと情報のほうは収集させていただいております。

まず、呼ぶに当たって、町の中に支援していただく事業体もしくは仕事を最初につくって、それから来ていただく。町の役場の中であれば部署等をまず最初に検討いたしまして、それで3年間の事業ということで、3年間は国のほうから支給されます手当のほうで雇用できるんですけれども、その後、そこで一応切れてしまうという形にもなりますので、そのあと継続的に町の中でどういった形で協力していただけるか、また予算をどういうふうに立てることができるか、それを考えて今後検討していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 今の協力隊については、やはり稲敷市でやっているのを伺っていましたので、町のほうでも、現実どうだという話は、実は内部でした経過はございます。全然考えていかなかったわけではなくて、ですから本当に、今まさに町の中でこの部分の話も出てきて、やっとそういう方向になってきたので、今新しい産業といいますか、これが河内町の中では、まだ、できつつある状態ですね。ですから、そのあたりと絡められるかどうかですね。ですから、そういう意味では再度、検討してまいりたいと思います。

○議長（野澤良治君） 11番大野佳美君。

○11番（大野佳美君） 今の問題は3回目ですので、これだけにしますけれども。

大子とか、いろいろ茨城県でも取り入れているところがあるので、そこら辺を参考にしながら次に向かっていただければと思います。

次に、町施設の運用について、一部諸岡議員の中にも入っていましたけれども、これから生まれる空き施設、小学校の統合により中学校が来年は2校余ると、そういう空き施設に対してどういうふうに持っていくのか。

また小学校、中学校は起債が残っていると思うんですけれども、それが何年あるのか、また起債金額、各学校別にどのぐらいあるのか、前の統合のときの資料にも入っていましたけれども再度伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 萩原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（萩原治夫君） それでは、大野議員のご質問でございますが、教育施設、学校施設が統合することで空き施設となることに対し、どのように対応していくかということですが、その件につきましては、小中学校再利活用審議委員会を設置しました。審議の主な内容としましては、閉校小中学校の現状の把握に関すること、再利用の可能性に関すること、再利用の募集に関すること、募集要件に関すること、その他必要な事項について検討するということで協議を開始することになりました。

学校施設全体の環境保全が必要でありまして、建物は風化、劣化してまいります。なるべく早い段階で再利用できるように検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（野澤良治君） 北澤企画財務課長。

○企画財務課長（北澤雅志君） それでは、ご質問にありました既存の小中学校の起債につきまして、お答えいたします。

小中学校の現段階での起債残高、事業等によりまして最終年度はばらばらなので、ちょっと一点一点になってまいりますので、学校ごとに主な事業と、あと27年度末の残高についてご報告させていただきたいと思います。

まず、生板小学校が残高1億6,333万円でございます。事業内容といたしましては、屋内運動場、それから校舎の改築費となっております。

みずほ小学校、こちらが1,152万8,000円、これが耐震補強工事の分ということでございます。

金江津小学校、こちらが8,174万8,000円、こちらが耐震補強、それから大規模改修ということで、震災に伴う改修を行った際のものとなっております。

河内中学校、3,543万5,000円、内容といたしましては、耐震補強、校舎の改築費でございます。

金江津中学校、こちらが510万6,000円でございます。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

○企画財務課長（北澤雅志君） 申しわけございません。借り入れ年度のほうは持ってきましたが、償還終了の台帳をちょっと今手持ちが、後で回答いたします。申しわけございません。

○議長（野澤良治君） 11番大野佳美君。

○11番（大野佳美君） 今、起債の残高、または大体の年数はお聞きしましたけれども、その中で、今度長竿小学校をお貸しするということで、この前、議案の中に入ってきましたけれども、その中で契約内容等とかいろいろ、また長竿さんのところをおそば屋さんにお貸しするということ、その契約のちょっとは違うと思うんですけども、また一番危惧するのは、契約10年にしたのはいいけれども、その会社なりが左前になった場合、残されたときどうするのかと、そこら辺が一番心配なもので無償で借りているのは大変うれしいことだけれども、そういう負の財産を残された場合、以後の対応をどう考えているのか。

また、これから審議委員会で空き施設を協議していくということで、そういうのも含めて、また小学校、中学校の場合は樹木がありますので、そういう管理の問題、木は毎年伸びていきますので、近隣の方にも迷惑がかかると思いますけれども、そういう処理はどう考えているのか、そこら辺を伺いたいと思います。

○議長（野澤良治君） 北澤企画財務課長。

○企画財務課長（北澤雅志君） それでは、このたびの無償貸し付け物件に係る契約内容、それからあと今お話にございました、途中解約等が発生した場合の対応ということでお答えさせていただきます。

まず、長竿邸、旧給食センター、旧長竿小学校、こちらの使用貸借契約書の内容及び途中解約等の問題が発生した場合ということですが、いずれの施設につきましても、先日の議会におきまして、まず無償貸し付けのご承認をいただきまして、土地建物の使用貸借契約を締結させていただいております。

契約内容につきましては、いずれも貸し付け期間10年、貸し付け料無料、使用上の制限といたしまして、現状変更につきましては借り主、こちらの承認を得ること、貸し付け物件の返還につきましては、貸し付け期間が満了し、契約が更新されない場合については、原状に復し返還するものと規定しております。この原状回復でございますが、こちらは貸し主による免除、こちらの部分につきましても規定しております。

また、当該契約につきましても疑義、こちらが生じた場合、こちらにつきましては貸し主、借り主、双方での協議決定するものとしております。

途中解約が発生した場合なんですけれども、一応借り主側、貸し主側で変わってくると言うんですけども、基本的な行為につきましては、損害賠償等についても規定しているところでございます。

ただ、いずれのこれまでの貸し付けの施設につきましてなんですけれども、一応まち・ひと・しごと創生法に基づき策定いたしました河内町地域再生計画の重点事業であります、小さな拠点ネットワーク化事業として町が取り組んでいることから、町の目標達成に向けて支援、協力を図りながら、双方まちづくりを進めていきたいと考えているところでございます。

また、現在、借り主側からなんです、今後、事業を展開していく上で契約期間、今の10年間というのはちょっと短いということでございまして、この貸し付け期間を20年に延長していただきたいということの要望が現在出ているところでもございます。

以上です。

○議長（野澤良治君） 萩原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（萩原治夫君） それでは、先ほども申しましたように、小中学校の再利活用検討委員会が設置されました。学校敷地の環境整備はもちろん、施設について現状把握や再利活用等の協議をしております。環境保全にもかかわるものでありますので検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（野澤良治君） 11番大野佳美君。

○11番（大野佳美君） 今、お答えいただいた、今度20年という希望というようなことがありましたけれども、いろいろ検討していただいて20年でいい点もありますけれども、悪い点もすごくあると思うんです。我々は、ここにいる人は、20年間いる人はいないと思いますので大体、1人ぐらいしかいないと思いますので、そこら辺を踏まえて、ある程度ほどほどの年限で2度更新するような形をとるような形と、していったほうがいいのかと思っております。私個人の意見です。

この施設に対して検討委員会をつくりながら進めていくということで、最後に町長の見解を聞きたいと思います。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 実は、きのうだったですか、第1回の学校施設関係の検討委員会が始まったんですけれども、やはり学校の、しかも今回の補正の中に、国のほうの新型交付金を該当させてもらうということで、のせてあるんですね。学校関係は全部調査をして、現実的に使う場合にどうなんだということで調査の予算も実は交付金の中に算定できるだろうということ、今、上げさせてもらっていますけれども。そういうふうに、今、日本全国の実は公共の学校関係の施設が大分余ってきて、それを再利用するということで、文科省のほうで、無償だったらいいよということで基本的にどんどん進めて、有償にすると基金を積み立てなきゃいけないとかいろいろな制約があるんです。

ですから、そういう面において、やはりじゃあうちがあきましたから来てくださいと言っても、条件の悪いところには基本的に来ないんです。町での受け入れの条件がそれなり

にじゃないと条件のいいところに行ってしまうと、そうすると本当に廃校のままになってしまうというのを考えますと、ですからそういう場合には、やっぱり議会の皆さんの理解とご協力を得て迅速にそういう対応をして、なるべく早く手を挙げてくれるところを見つけて、そこにお貸しすることによって、町とすれば維持管理費もなくなるし、それが人口増につながるというふうなことだと思います。

ですから、そういう意味で、今、空き校舎をいかに利用するかということで、きのうから委員会も立ち上がりましたし、執行部としても、早くそういう関係者を引っ張ってこなきゃいけないということで、今アンテナを上げて情報収集をしております。その辺をご理解していただいて、とにかく条件の悪いところは後回しにされてどんどん、だからといって茨城県にあるあいた学校全部埋まるかといったらなかなか埋まりません。ですから早くそれを対応をしていかなきゃいけないということを皆様方にもご理解いただいて、その節には迅速なる対応について、またご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 11番大野佳美君。

○11番（大野佳美君） 国、予算が絡むもので、いろいろ施設があると、その中で国等にも要望をこれからしていかなければならないと思います。仮に、廃校して統合するわけですので、その空き教室等を公共施設に対して無償で解体費用を国が補填してくれるとか、そういう要望を出さないと前には進んでいけないと思いますので、そこら辺はそういう会合のときには要望をよろしくお願いします。

それでは最後に、直販センターの問題に対して一つだけお聞きしたいと思います。皆さん何人かの方が直販センターに関して質問して、大体のことはお伺いしましたけれども、この直販センター問題に対して話し合いをしたのか、どういう形でこうやっていったのか、差しさわりのないようなことで結構ですので、そこら辺で、何回かそういう協議をしていったのか、そのことに対して伺いたいと思います。

○議長（野澤良治君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） お答えします。

協議というのは、指定管理者であった株式会社ふるさとかわちとの協議ということでよろしいでしょうか。

○11番（大野佳美君） はい、そうです。

○経済課長（諏訪洋一君） それ、例えば町長を交えた会社側との協議ということであれば、私の記憶であれば2回ほど話し合いをしているという記憶がございます。

それと事務方での打ち合わせは、その都度必要な部分で連絡調整を行っていますけれども、そういった形での話し合いというのは4月以降、4月というのは、ことしの4月、指定管理者の募集を行って以降という意味ですけれども、その以降においては行っております。

以上です。

○議長（野澤良治君） 11番大野佳美君。

○11番（大野佳美君） わかりました。今、大騒ぎしていて、あっちだこっちだ、どっちが悪い云々、いろいろ意地の突っ張り合ということで、町民の人もこんなちっちゃい町でこういう、いいことでもあるんだったらいいんだけど、そういうのが新聞沙汰になりながらいっているということは、すごい河内町に対してマイナス要因が発生するんじゃないかなと思います。どこかで折り合い点が今までつかなかったのか、また極端な話、ふるさとかわちの株を全部町で買い上げちゃうとか、いろいろ方法があると思うんですけども、ここまでこじれていけば、そのような形でいっちゃうと思うんですけども、いろいろふるさとかわち云々じゃなく、河内の産業の一つだと思いますので、そこら辺はどういう考えを持つのか、これからこういうふうな条例でも可決されているわけだから、そのように進んでいくのはわかりますけれども。

また、先ほど、町長の答弁で5年で指定管理者が切れますよ、切れるんだから次はまた変わりますよという発言に聞こえましたけれども、ころころと政権が変われば変わっていくように、よその方も見られると思いますけれども、行政の場合は継続性というのがありますので、そこら辺はどういうふうを考えるのか。また、町でこれを始めます。初めて1年後にどこかに丸投げするんじゃないかという人もいるし、いろいろ町民のうわさは不安になっている人はいると思うんですけども。そこら辺を含めて、どういうふうな考えでこれから進めていくのか、ただ条例をつくって予算をつくったんだから、これでこの中で進んでいくのか、そこら辺をお聞きしたいと思いますので。よろしく。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） これ先ほども申し上げたんですけども、そもそも政権が変わるたびにというふうに話が出ましたけれども、ですから本来の第三セクターというものは、つくった当初の形が、恐らく当初は本当に町の将来を考えてつくったと思います。それがなぜそう変わってきてしまったのか、変わってきたときには大野議員さんだっけと一緒に見てきているわけでしょう。逆に、そのときにブレーキを、何で議員の皆さんがブレーキをかけなかったんだと私は聞きたいです。ブレーキがきいていれば、暴走はしないんです、それが議会でしょう。責任があります、暴走させた、そのときの。それを今まさに町民が迷惑しているんです。それをちゃんとした形に戻すということが私の仕事なんです。

何も政権が、だから私は政権が変わろうが変わらないが、町民の人が誰でも利用できるというふうなスタンスで私はいます。ですから、私がいなくなったとしても、それを継続できるような形にするのが行政の皆さんでもあるし、執行部の責任なんです。それをしてこなかったから今があるんでしょう、現実的に。そうでしょう。

私も、うちのおやじに言いました。こういうことになったのは誰のせいなんだと、ブレ

一キきかなくて、ブレーキを踏む人が踏まなかったんじゃないかと。それは今さら言ってもしょうがないことだと思います。そういう経過があつて今があるんです。ですから、それをみんなで当たり前の直販所にしようということで今やっているわけです。

私は、政治的なもので町民が迷惑する事態のほうが、本当に町民は大変な思いをしている、おっしゃるとおりです。ですから、そのときの議会なりが暴走したときにしっかりブレーキを踏むということをやらなかったからこうなっているわけでしょう。だから今、まさにこういう非常に、先ほども期限が切れたらその契約期間の問題も、契約期間が切れたら異議申し立てをしてもいいんです。そのかわりに、ちゃんと引き渡しをして、その後に異議申し立てをする、それが良識ある形だと思いませんか。裁判所が出しているんですよ。そうしたら、それをちゃんとルールに従って退去するよと。でも、異議申し立てをする、これが世の中のルールでしょう、そのルールを逸脱している現状が今あるんです。

ですから、そのあたりをしっかりと皆さんに認識していただいて、それを助言をする人がいないと、ブレーキ踏む人がいないと、列車は暴走するでしょう、ブレーキが壊れている状況なんです。そういう意味では、今の皆さんのこの議会は、しっかりと私が何か暴走しようと思ったらしっかりとブレーキを踏んでくれますよ。そのブレーキの役目が議会ですから。そういう意味では、この問題、本当にみっともない話ですけども、でもこれはこういう形になってきて、町としてもそういうルールにのっとった形でやっていただければ町も相談に乗りますけれども、ルールを無視して不法占拠しているような状況の中で、やっぱり町も困ります、現実的に、でも現実、そうですから。であれば退去、一旦ちゃんと譲るか何かする、でなかったらば、この収穫祭をやるんでも、新たに使用願いを出すとか、そういうふうな形で、正式に手続を踏むのが良識ある形のものじゃないですか、そうすれば話に乗れますけれども、そういう話ができないわけでしょう。ぜひとも議員さんが、そういう意味で、ブレーキ役として進言をしていただいて、そういう方向に持っていただければ助かります。私からは以上であります。

○議長（野澤良治君） 11番大野佳美君。

○11番（大野佳美君） 考え方の相違とかいろいろあると思いますけれども、人間ですので話し合いはしていかなければならないと思いますので、強制的にやることもできると思いますけれども、そこら辺はひとつ初心に戻りながら、お互いに歩み寄る点を見つけなければいけないと思いますけれども、そういう中で、これからふるさとかわち直販センターそのものもおかしくなっていくと思いますので、そこら辺でやっていただければと思いますので、これで終わります。

○議長（野澤良治君） 以上で一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開時間は2時といたします。

午後1時53分休憩

午後 2 時 0 0 分開議

○議長（野澤良治君） それでは、再開いたします。

○議長（野澤良治君） 日程 4、議案第 1 号 河内町選挙公報の発行に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第 1 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 1 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議と認めます。よって、議案第 1 号 河内町選挙公報の発行に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程 5、議案第 2 号 河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第 2 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 2 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第 2 号 河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（野澤良治君） 日程 6、議案第 3 号 河内町共同利用施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第 3 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 3 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 河内町共同利用施設設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程第7、議案第4号 河内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第4号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 河内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程8、議案第5号 河内町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第5号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 河内町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程9、議案第6号 平成28年度河内町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第6号の質疑を求めます。

7番雑賀 茂君。

○7番（雑賀 茂君） それでは二、三質疑させていただきます。

まず、補正予算書の9ページ、総務費、その中の補助金、米ゲル事業補助金ということで、1,500万ほど計上されております。まず、その補助金の交付相手は誰なのか、それから補助申請の有無、補助額1,500万円の算出根拠は、これは定額補助なのか定率補助なのか、それも含めてお伺いいたします。

○議長（野澤良治君） 北澤企画財務課長。

○企画財務課長（北澤雅志君） 雑賀議員のご質問にお答えいたします。

まず、こちら総務費の総務管理費補助金のほうなんですけれども、こちら事業費補助金の交付の現段階では、まだ予定ということなんですけれども、予定しております相手につきましては、今回、新たに設立されましたライステクノロジーかわち株式会社を予定しております。米ゲルのいわゆる生産実験プラントのほうでございます。

それから、あと補助金申請書の有無ということでございますが、現段階で、国のほう、内閣府のほうに町の申請をしている段階ですので、現段階では、補助金申請の正式なもの等はこちらでまだ預かってはおりません。

それから、ちょっと聞き漏らしてしまって申しわけないんですけれども、補助率のほうでしょうか。

○7番（雑賀 茂君） 定率補助であげてるのか、定額補助で業務を予定しているのか、1,500万円の算出根拠。

○企画財務課長（北澤雅志君） まず、内訳のほうからなんですけれども、1,500万円の補助の中には、このたびの米ゲルを、まず市場へ流通するための研究費の補助金ということで、まずこれは保管、殺菌、冷却技術を開発するためのソフト事業費といたしまして250万、それから、米ゲルを実際に流通させるに当たっての商品の異物混入検査、これの技術開発ということで、これが食品衛生法上一番最も重要なポイントだということなんですけれども、この施設の中で、それを開発するためのソフト事業費といたしまして250万、それから、保管、殺菌、冷却、これを実現して、まずどのくらいの距離まで輸送可能か搬出可能か、また、この米ゲルそのものが、まだ実際市場に出回っていないものですので、それらを行うための研究費として1,000万を計上しております。

一応、補助金の率につきましては、2分の1の今回の地方創生絡みの新型交付金でございます。実際的な費用は、今、ざっと設計段階で見込んだ数字なんですけれども、実際これよりも実質的な数字はかかってきてしまうかなというのが今の段階で見込んでおります。

○7番（雑賀 茂君） 財源の2分の1というのは、その財源に対して2分の1、国から2分の1ですか。

○企画財務課長（北澤雅志君） 補助率2分の1でございます。なので、事業費ベースの50%が国からの交付金、残りは一時町の一般財源を充当するんですけれども、その残りの50%、2分の1分につきましては、後日、特別交付税、それから交付税のほうに算定する

ということで財源措置がついてございます。

○議長（野澤良治君） 7番雑賀 茂君。

○7番（雑賀 茂君） 通常、補助というのは、事業対象者、その事業経費がかかりますよね。その事業経費に対して全額補助するのか、それとも2分の1、3分の1補助するのか、そういった考え方で、私は定率補助なのか定額補助なのかと、それで質問したんです。

あと、2点目ということで、これは今の契約というか交付の相手先、株式会社、何と言いましたっけ、ライステクノロジーかわち株式会社、これは先般の議会で、出資団体が3者、3団体で構成して立ち上げた株式会社ですと、そういった説明がありましたね。

となると、これはあくまでも株式会社、営利法人と私は解釈しておるんですが、このような法人に対する補助は、特に慎重さが判断されなければなりませんということで、事例も上がっています。特別な事由がある場合以外は、公益上必要があると認められない行政凡例、ご存じですか、こういった凡例もあるというのは。やはりこの点に対して、どのような考察、あるいは手続を経て今回の予算計上に至ったのか、その辺お伺いしたいんですが。

○議長（野澤良治君） 北澤企画財務課長。

○企画財務課長（北澤雅志君） ただいまの雑賀議員の質問にお答えいたします。

今回の地方創生絡みの補助金なんですけれども、先日の説明会の中でちょっとご説明させていただいたんですけれども、地方創生関連交付金の概要イメージというところで、まず平成26年度に、こちらの地方版総合戦略に基づく事業ということで、全市町村を対象とした基礎交付金、こちらが1,400億円、まず、市町村の人口規模、財政規模に応じて交付されることになりました。これが全額補助金でございました。

内閣府のほうでは、これは補助金という形ではなくて交付金ということで解釈しておりまして、こちらからの申請書に基づき一律交付されるという形のものとございます。

次に、27年の補正予算といたしまして、同じ地方創生関係交付金ということで、地方創生加速化交付金、こちらが1,000億円、国のほうで予算化されました。この予算につきまして、河内町では、米ゲルのテストプラント工場、それから長竿邸、古民家を改造した小さな拠点事業づくりということで、こちらの交付申請の許認可をいただき、昨年度、補助金の認定をいただいたところでございます。

このたびの28年度、こちら新しい地方創生推進交付金という形で国のほうで予算化されたものでございますが、これが事業費ベースで2,000億円、そのうち50%、2分の1を国が交付金として交付していただける。なので、事業費ベースの2分の1は町のほうで持ち出しをしてその適用団体、申請団体のほうに交付するというものでございます。

先ほどお話ししましたが、一応2分の1、残りの地方の持ち出し分につきましては、後の財政措置を講じるという形でございます。その補助金のこちらの内容なんですけれども、町のほうでは、町の補助金交付規則に基づきまして、事業の申請者のほうから上がり

ました計画書、それから収支予算書等の審査を経まして補助金の交付決定をするという形で考えております。

○議長（野澤良治君） 7番雑賀 茂君。

○7番（雑賀 茂君） 今、財源のこと、わかりました。ただ、私は町の考え方をお聞きたかったんですが、全般的な補助金の支出について聞きたかったんです。今、質問します。

補助金の支出等については、これは根拠というのは、地方自治法の232の2に規定されております。公益上が必要があると認められる場合にのみ支出できるとされており、これは公益性の判断基準というのは、補助金の交付と町の利益との間に因果関係が必要であります。因果関係というのは、補助金を出しますよね、出した結果、こういった利益がありますよと、そういった必要性のあるものです、補助金の出し方、出すに当たっては。そういうことで、補助金交付決定につきましては、これまで裁量の範囲が広範囲であり、凡例も恣意的になるおそれがあります。

そのようなことから、客観的に判断できるような行政の執行環境を整える必要があると私は考えております。そこで私が一番言いたいのは、公正公平な行財政の執行ができるよう、条例等の制定を図り、明文化、具体化を図るべきだと私は考えております。これは町長に質問したいと思うんですけれども、答えてもらいたいと思うんですけれども、イエスカノーで結構です。イエスならイエスでいいんですけれども、ノーならなぜノーなのか、その理由をはっきり伝えてください。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） まず、先ほどの中で、営利団体の株式会社という話がありましたけれども、これは先ほど担当課長から出たように、国の交付金に対して、要はこういう事業があるからという、そういう事業の内容を出して国が交付したという経過があるんです。ですから、これは非常に国が、地方頑張りなさいよと、新たな、そういう今までにないようなアイデアを出したものについて出しますよということで出た経過があって、その流れでもって補助金を出したんですね。

ですから、今回のことも、国が2分の1出しても、その後また財源措置もあるということで、ですから国とすれば地方が元気になるために、ただ単に、ハード的なものじゃなくてソフトの新しい考え方を出してくれば、それについてお金を出しますよという流れで実はこの補助金が出ています。

それと今、雑賀議員がおっしゃった今までの補助金というのは、きっとまた別だと思います。ですから、そのあたりの整理につきましては、よく今ここで内容云々じゃなくて、よく内部で精査をまずしますから、そういう形で、まずとらせてください。その上で、必要とあれば対応していくということで、性質が違ふと思うんです、補助金の中身の部分が。ですから恣意的な部分は、先ほども出たように、何かいつの間にか出ていたと、ですからこれは本当にクエスチョンです。でもこれが、今やっている新型交付金とか加速化交付金

については、県を通して国にしっかり提案したもので出ているものですから、それとこれは混同はしないで進めていかなければいけないと思います。そういうことでご理解いただきたいです。

○議長（野澤良治君） 7番雑賀 茂君。

○7番（雑賀 茂君） じゃあ、そういうことで。一般的な、補助金の出し方ということで、そういうようにして、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、第2点目ということで、これはページ数が10ページ、農林水産業費の中の工事請負費、備品購入費、あと補助金について伺います。

まず、直販センターの施設改修費2,700万でございますが、これは何をどのように改修しようとしているのか、そのいろいろな考え方、コンセプト、理念等があるかと思いますが、その辺をお伺いしたいと思います。また、備品購入費1,000万ですか、1,000万についても同様に伺いをいたします。

次に、特産物のPR活動補助金150万円について、町の特産物とはいかなるものなのか、私ちょっと勉強不足で特産物わからないんですけれども、どういうものなのか。そして、もし特産物として特定化したものがあれば、それらの経緯、そして補助の相手方についてお伺いしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） ご質問にお答えいたします。

まず、農産物産地育成事業費の中の、工事請負費2,700万円の主な内容でございますが、こちらは、先ほど企画財務課長が話をされましたが、地方創生推進交付金を活用した一連のかわち直販センターのリニューアルオープンに係る経費の一部でございます。

先ほどもちっとご説明させていただきましたが、この地方創生推進交付金の小さな拠点ネットワーク化事業、こちらの中のキーステーションとして直販センターが位置づけられております。その新しいリニューアルオープンに係る、具体的にはイメージをチェンジするための外構の部分である工事、また女性、子供にも使いやすいようなトイレにするためのトイレの改修工事、また購入しやすい、お客様が利用しやすい内装の改修に伴う工事、それと現在いろいろな看板等がございますけれども、かわち直販センターの新しいイメージづくりに寄与する看板等の工事、それが主な内容でございます。

続きまして、備品購入費についてご説明いたします。こちらにつきましては、直販センターを新たに管理運営するに当たり、かわち直販センターも、設立以来17年経過しまして備品等についても、その都度必要に応じて交換をしておりますが、町が整備した備品についても、かなりの数の備品が、交換もしくは使えないといった形になっていると考えております。

その中で、必要な、例えば加工品等の販売に必要な冷蔵ショーケースや農産物や加工品を陳列する陳列台等、そういったものも新しいかわち直販センターのリニューアルオープ

ンに向けて新しく改めて整備をしたい部分がございますので、その部分について。そしてもう一つ、かわち直販センターの一つの新しい役割として、町の特産品等を使いました六次産業化の商品開発、これを行いたいというふうに考えております。そのための六次産業化の商品開発用の機器も想定しております。

最後に、町の特産物PR事業補助金、こちらは従前から行っている事業ですけれども、町の特産物PR活動本部に対する補助金でありまして、内容的には、町の特産物のPR事業を行っている事業でございます。

具体的には、例えば、昨年度平成27年度行った事業といたしましては、各種イベント等への参加も行いましたが、成田空港株式会社イベント等への参加、また町の酒米を使った日本酒の開発事業といった、また特産品であるレンコンを使った加工品の開発と。昨年は、いろいろと国の交付金を活用した事業もありましたけれども、今年度につきましても、こういった事業の中で、規模は縮小いたしますけれども継続したい事業もございます。そのためのPR関係の事業費となります。ですから、対象先は、町の特産物PR活動本部となります。所要経費は、そういった特産品を使った主に六次産業化のためのPRの事業の費用という内容となっております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 7番雑賀 茂君。

○7番（雑賀 茂君） 補助金の相手先が町の推進本部。推進本部というのは、どのような組織になっているんですか。

○議長（野澤良治君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） 町の特産物PR活動本部につきましては、町長が本部長になっております。主に従前から行った事業は、主要駅における町の農産品の加工品を含めたPR事業を行っていたり、また、例えば、災害時の支援協定を結んでいる板東市や北茨城市とのイベントへの参加等、また、先ほどお話ししましたように、成田空港株式会社のイベントへの参加と、町の農産品のPRを含めた町のPR全体も含めているんですけれども、そういった事業を行っております。

○議長（野澤良治君） 7番雑賀 茂君。

○7番（雑賀 茂君） それじゃあ、今の補助金についてでございますけれども、実効性があるのかないのか、その150万ですね。推進本部に出している150万について、まず実効性があるのかないのか、もしあるとすれば、これは当然あるということで計上したんでしょうけれども、150万円、その裏づけというか実効性のある根拠というものを伺いたいと思います。

あと、私、さきの議会でも申し上げてきましたけれども、行財政の改革というのは、これは町の至上命令だと私も考えております。節約できるところは節約、そしてどうしても必要なところへは税金を投入する、そういうことで選択と集中ということが行政姿勢で問

われるところでございます。

今般、町が直接直販センターを運営するというわけでございますけれども、この事業の費用対効果は、どのように考察されているのか、それもあわせてお伺いしたいと思います。私の考えは、これは委託できるものは委託して行政のスリム化を図るんだと、そういうことが私は町の施政方針だと、私もそのように考えておりますので、その辺についてお伺いしたいと思います。これが最後になります。

○議長（野澤良治君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） それでは最初、PR推進の事業費の関係で、事業効果の問題だと思うんですが、実はこれはかなり以前から行われている事業でございます。ご承知だと思いますけれども、主要駅である、例えば、JR川崎駅で、お米の収穫時期に2週間程度PR事業を行ったりとか、そういったことを行っておりましたけれども、今は事業内容を、議員もおっしゃっているように、選択と集中という形で、そういった事業を見直しして、今は六次産業化の商品開発、そちらの部分についてシフトをしております。

直販センターにつきましても、新しくリニューアルオープンした後には、米ゲルを含めた六次産業化の開発を行う拠点としても活用したいというふうに考えております。

それと、町の管理運営に移行するかわち直販センターにつきまして、委託のほうが行政効果が高いのではないかなというようなご意見でございますけれども、例えば、指定管理制度も委託とはちょっと違いますけれども、そういった町直接の管理運営に代わる制度でございます。

もちろん、それぞれメリット、デメリットがあるのかなと思いますけれども、行財政改革を推進していく立場であれば、指定管理制度を決して否定しているものでもございませんし、8月の臨時議会で議決して9月1日から施行されております、かわち直販センターの設置及び運営管理等に関する条例、こちらにつきましても、町の管理運営を行えるとともに、指定管理者における管理も行えるという条例になっておりますので、その都度、適切な管理方法を選択し、行財政改革を常に意識しながら運営していくことが望ましいと思っております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 平成28年度河内町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程10、議案第7号 平成28年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第7号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 平成28年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程11、議案第8号 平成28年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第8号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 平成28年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程12、議案第9号 河内町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案第9号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切ります。討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第9号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号 河内町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 3 4 分休憩

午後 2 時 3 4 分開議

○議長（野澤良治君） 再開します。

ただいま、教育委員会委員の任命について同意いたしました根本幹朗君にご挨拶をお願いいたします。登壇願います。

〔教育委員会委員根本幹朗君登壇〕

○教育委員会委員（根本幹朗君） 新しく、また教育委員に任命されました根本です。ご承認いただきましてありがとうございます。

委員も 3 期目になりますので、来年度の中学校の統合、また 30 年度の小中一貫校と、いろいろな問題が直前に迫ってきています。勉強しながら皆さんのお力添えを得ながら、一生懸命頑張ってまいりたいと思いますので、今後ともご指導のほどよろしくお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（野澤良治君） 日程 13、議案第 10 号 河内町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案第 10 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切ります。討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 10 号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第 10 号 河内町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 3 5 分休憩

午後 2 時 3 5 分開議

○議長（野澤良治君） 再開いたします。

ただいま、教育委員会委員の任命について同意いたしました鈴木亜矢子君にご挨拶をお願いいたします。登壇願います。

〔教育委員会委員鈴木亜矢子君登壇〕

○教育委員会委員（鈴木亜矢子君） ただいまご紹介いただきました鈴木亜矢子と申しま

す。教育委員としてご承認いただきましてありがとうございます。教育委員として、保護者として、また女性の立場で、子供たちの健全な成長のため、微力ではございますが教育委員として教育行政にかかわってまいります。どうか皆様のご指導、よろしくお願いいたします。(拍手)

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

日程14、認定第1号並びに認定第2号を一括して議題といたします。

この件につきましては、9月8日の本会議において決算審査特別委員会に付託いたしました平成27年度河内町各会計決算の認定でございます。

ここで委員長より審査の結果について、報告をお願いします。

決算審査特別委員会委員長宮本秀樹君、登壇願います。

〔決算審査特別委員会委員長宮本秀樹君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（宮本秀樹君） 決算審査特別委員会審査報告をいたします。

去る9月8日開会されました平成28年第3回河内町議会定例会におきまして、決算審査特別委員会に付託されました案件について、審査の結果をご報告申し上げます。

認定第1号 平成27年度河内町一般会計歳入歳出決算、平成27年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成27年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成27年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成27年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算、平成27年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。認定第2号 平成27年度河内町水道事業会計決算。以上について、9月8日から9日の2日間及び本日、委員10名の出席のもと委員会を開催し、各担当課長の出席を求め慎重に審査をいたしました結果、付託された案件は原案のとおり異議なく可決決定すべきものと決定いたしましたのご報告いたします。

平成28年9月15日、決算審査特別委員会委員長宮本秀樹。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

決算審査特別委員会からの報告は終わりました。

お諮りいたします。

認定第1号並びに認定第2号は、質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

認定第1号並びに認定第2号につきましては、決算審査特別委員会の審査結果のとおり認定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号、（1）平成27年度河内町一般会計歳入歳出決算の認定、（2）平成27年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、（3）平成27年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、（4）平成27年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、（5）平成27年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定、（6）平成27年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、並びに認定第2号 平成27年度河内町水道事業会計決算の認定、以上、認定いたすことに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程15、請願第1号 教育予算の拡充を求める請願についてを議題といたします。

本件につきましては、去る9月8日、所管の教育厚生常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

星野教育厚生常任委員長、登壇願います。

〔教育厚生常任委員長星野初英君登壇〕

○教育厚生常任委員長（星野初英君） 教育厚生委員会の審査報告。

去る9月8日に開催されました平成28年第3回河内町議会定例会におきまして、教育厚生委員会に付託されました請願第1号 教育予算の拡充を求める請願について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たり、紹介議員である雑賀 茂議員より、今回の請願についてご説明をいただきました。学校を取り巻く状況は、複雑化、困難化しており、子供たちの教育環境改善のためには教職員定数改善が不可欠であり、教育の機会均等と水準の維持向上を図るためにも、教育予算の拡充を図るべきであるとの意見が出されました。

採決に入り、全員一致で採択すべきものと決しました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、委員会報告といたします。

平成28年9月15日、教育厚生委員会委員長星野初英。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

以上で委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切ります。討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

請願第1号について、委員長の報告は採択であります。本件を委員長報告のとおり決定

することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程16、委員会提出議案第1号 教育予算の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出案件の説明については、会議規則第39条第2項の規定により省略したいと思います。が、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、提出案件の説明につきましては、省略することに決しました。

委員会提出議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号 教育予算の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程17、請願第2号 かわち直販センターに関する請願についてを議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定によって、福智正之君の退場を求めます。

〔10番福智正之君退場〕

○議長（野澤良治君） 本件につきましては、去る9月8日、所管の総務経済常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

宮本総務経済常任委員長、登壇願います。

〔総務経済常任委員長宮本秀樹君登壇〕

○総務経済常任委員長（宮本秀樹君） 総務経済常任委員会審査報告を行います。

去る9月8日に開会されました平成28年第3回河内町議会定例会におきまして、総務経済常任委員会に付託されました請願第2号 かわち直販センターに関する請願について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たり、紹介議員である大野佳美委員より、今回の請願についてご説明をいただきました。協議しましたところ、8月31日で指定管理者の指定期間が満了するに当たり、公募等の手順を踏んで最終的には指定管理候補者の選定なしとなった経緯がある、8月の臨時議会において新条例制定が可決され、裁判所においても仮処分決定が下されており、真摯に従うべきとの意見が出されました。

採決に入り、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。以上、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、委員会報告といたします。

平成28年9月15日、総務経済常任委員長宮本秀樹。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

以上で、委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

請願第2号について、委員長の報告は不採択であります。本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、請願第2号は委員長報告のとおり、不採択とすることに決しました。

福智正之君の入場を許します。

〔10番福智正之君入場〕

○議長（野澤良治君） 日程18、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程19、常任委員会の閉会中の事務調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付い

たしました所管事務の事務調査について、閉会中の事務調査の申し出がありました。
お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、
閉会中の事務調査とすることに決しました。

○議長（野澤良治君） 以上をもちまして、今期定例会の全日程が終了いたしました。

これにて、平成28年第3回河内町議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後2時53分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する

河内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員